
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

平成30年12月4日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月4日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

平成 3 0 年 1 2 月第 4 回定例会本会議 2 日目を開会します。

今週は寒暖の差が異例とも言える週となるとのことです。各位におかれましては、体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで、通告者の紹介をいたします。

通告順 1 番、松田悦郎議員、午前 9 時から行います。通告順 2 番、加藤修議員、午前 9 時 4 0 分から行います。休憩を挟みまして、通告順 3 番、三島尋子議員、午前 1 0 時 3 5 分から行います。ここで昼食を挟み、通告順 4 番、河中博子議員、午後 1 時から行います。通告順 5 番、井藤稔議員、午後 2 時から行います。明日は、通告順 6 番、江田加代議員、午前 9 時から行います。通告順 7 番、松本二三子議員、午前 1 0 時から行います。以上が、今定例会での一般質問の紹介といたします。

それでは、通告順に質問を許します。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） おはようございます。9 番、松田です。

最初に、村長として再挑戦の考えについて質問いたします。

来年の春行われる統一地方選挙は、天皇陛下の退位などの日程も踏まえ、鳥取県では来年 4 月 7 日に知事選挙と県会議員選挙が行われ、日吉津村では 4 月 2 1 日に村長選挙と議員選挙の投票日が行われる予定であると言われております。そこで村長に伺いますが、4 期 1 6 年の中で私の任期中で見ますと、一つには財政が豊かであったことが一番の印象にありますし、事業では他市町村より先駆けて早く行われたように思います。特に小学校関係事業では、耐震補強や体育館建てかえと太陽光発電設置などがありますが、中でも印象が深いのは全ての教室にいち早く空調設備設置が行われたことでもあります。ほかにも後池橋のかけかえ工事やヴィレステ建設など、考えるだけで多くの事業を実施されてきました。そこで村のリーダーとして今後も引き続き、村のた

め頑張っていたきたいと思いますので、村長任期であった4期16年の総括と村長選5期に向けて再挑戦の考えについて伺います。

次に、村制130周年行事の考えについて質問します。

日吉津村は明治22年10月1日に村制が施行されてから、多くの苦難を乗り越えながら鳥取県唯一の村となり、小さくとも活力のある村として発展してきました。来年には全国でもまれな村制130周年となりますが、これまで日吉津村の長い歴史の中で、大きな記念行事はさまざまな理由があるとは思いますが、100周年と120周年の記念行事が行われてきました。現在記念事業など、そのような事業の話は出ていませんが、130周年の記念行事はどのように考えておられるのか伺います。以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それでは、松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、来年の4月に控えております村長選挙に対して、5期目となるわけでありましてけれども、大変ありがたいことではありますけれども、頑張ってもらいたいということで再挑戦の考えはどうかという質問でございますが、4期16年を考えるとということだと、首長の任期は4年が原則ですので、4期前のことを話してもどうかなという気はしております。でも平成15年の市町村合併の住民の意思を問うということでは、住民投票をさせていただいたということございまして、私の役目はそれが一番大きな役目だったかな、村民の皆さんを合併に導くのか、単独に導くのかということでは、それが大きな役割だったかなというふうに思っています。結果としては、15年の11月30日に住民投票をしまして、単独で存続をする、1,283票、米子市、淀江町と合併する、717票ということで、イバラの道だとは言いながら単独の道を選択したということでありまして。15年立候補する前から、市町村合併の判断を右と左に分かれて顔が見える形で議論をすると、村はやっぱり二分することになるだろうなというふうに思っていましたので、それから先輩方から聞き及んだ昭和の合併の際にも、右と左に分かれて大変な議論があったということを知っていましたので、そのようなことでは後の村づくりに影響が出るだろうなということで、できれば一対一のカチンコみたいな、右に左に分かれての合併の議論はしちゃいけないということで住民投票を選択をして、そういう結果になったところであります。

この4期終わろうとしておりますけれども、合併が大きな役割だったということと、あとは人の問題、いわゆる子育て支援とそれから23年の災害がありました。それ以前には、もっと前になりますけれども阪神・淡路の大震災があって、どちらかといえば震災関連の予算は重点的に配分をされてきましたので、学校関係においては、防災、減災、震災対策ということを大きな目標に

しながら、事業に取り組んできた結果として、先ほど松田議員からありましたように、それはそれは通常、平常時では、これまででは考えられなかった対策ができたなというふうに思っています。

それから地方創生では、この4期目に総合戦略で5年間ということで、「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～、待機児童ゼロ～」ということをして地方創生のスローガンにしてやってきましたが、結果として小規模保育所が2園できたということで、受け皿としてはしっかりできたということでもあります。ゆうべも幼児教育、保育の無償化をするのは結構だけれども、これはテレビでの国民の意見ですけども、結構だけれども、待機児童の受け皿がさらになくなる可能性が高いという懸念が出ておったところでもありますので、ある意味小規模保育所2カ所を開設しましたので、我が日吉津保育所は多少手狭になったりしておりますけれども、待機児童の部分では施設的には苦勞せずに済むかな、ただ保育をする人の問題があるなということだと思っております。こんなところで子育てが今重点的にスタートしておりますけれども、26年の11月25日の発行の「女性自身」という週刊誌で、人口がふえる奇跡の村は子供天国だったということで報道されたところでもありますけれども、やっぱり長らく先人たちが、先輩方が子育てに、学校教育も含めて重点を置かれてきて、それを踏襲してきた結果がこんな評価につながったのかなというふうに考えております。その後は日吉津版のネウボラで子育てをしようということで、一定の評価を得ておるといふふうになっておるところではありますが、今回は4期目においては地方創生がそうでございますし、小学校の体育館や特別教室にエアコンを設置したと、それから30年度には単身者の村営住宅5戸を今建設中で完成を間近にしております。さらにうなばら荘の改築等が2年続けてあったということでもあります。

この4期目には我が村の、これも一つの大きな懸案でございました、ヴィレステを27年の5月31日にオープンをさせたということでございまして、ある意味ヴィレステにおいては、せんだっても内閣府の地方創生推進事務局の企画官で木村敬さんという方がいらっしゃいますけれども、ヴィレステを我が村が考えたころには、熊本県の経済部長、その前は鳥取県の財政課長か何かしらでいらっしゃった方ですけども、ヴィレステで1億5,000万と1億2,000万の交付金が日吉津村に交付されたということ、たったこないだ先週ですけども、それがあったのでヴィレステができたであろうという評価をいただいたところでもあります。その当時振り返ってみますと、当初1億5,000万、結果として1億5,000万の交付金をもらいましたけれども、最初5,000万しかなかったということで、9月ごろの段階ではどうしようかというふうに考えておりましたけれども、それが5,000万が1億5,000万に上乗せされて、さらに年末には1億2,000万、別口で上乗せがあったということで、2億7,000万の交付金がありましたので、非常に財政的には

災害対策の復旧というようなことも含めると、非常に政策をしたり災害対策を重点に置いていく中では恵まれた環境に、その時代を過ごしてきたなというふうに思っています。

そういう中でありますけれども、一番政治家としてどんなふうな動きをするのかということでは、市町村合併が住民の皆さんの判断でやってもらうという方針を出したことが一つと、それからもう一つはあんまり目に触れてませんけれども、イオンさんの上空通路をつけての増床が20年の10月末に山陰最大の店舗ということで完成を見ましたが、これに先立ってまだ片山知事さんの任期中で、片山知事さんの任期の終わりだという3月だったと思います、18年の3月ではなかったかなという気がしてますけども、イオンの増床を許可しない方針を事務局は、県の担当部局は固めたというのが3月の本当の月末に入ってきましたので、朝9時に県庁に着くように3日間通いました。そのときは、もう片山さんに増床の検討した結果は、増床させないという結論を事務局は持っていらっしやいましたので、当方も業者さんと我が村とでその増床する上空通路をつける、それはイオンさんが出店されるときに当初の計画でございましたので、それを目的を達成させなければならないということで、決め手になりましたのは、担当職員が村の職員もイオンの職員も2年以上、県の担当部局と議論をしておりましたので、そのやりとりのメモを持って県知事に判断をしていただいたということが最後の決め手になったかなということだと思っております。知事さんの部局にそういうことで3月の終わりまで議論をして、4月に権限が西部総合事務所長に移管になりましたので、西部所長の名目でイオンの増床が許可になりました。これは村民の皆さんや議会にもつまびらかにしておりませんけれども、そういう経過があったなということで、この16年をとということでもありますので、振り返ってみますとそういうことだったなというふうに思っています。

本題の次をどうするのかということにつきまして、実はこの定例議会で財産の取得という議案を出させていただいております。平成の合併が平成15年の議論でありましたけれども、この財産の取得については、村が一定の開発構想をもって土地を取得をすると、さまざまな計画を進めていく上で土地が必要だというその計画を立てたのが平成元年でありまして、土地を取得したいということで地権者の皆さんと覚書を交わしておりました。事業を遂行するためにその土地を取得したいということでもありましたけれども、平成2年に御案内のように、株価が4万円近くしておったものが2万円以下になった記憶がしておりますけれども、バブルがはじけてしまったと、4分の1だったでしょうかね、バブルがはじけてしまったということで、公共事業もですけども、民間の資本を投入をするというような事業構想でございましたので、その民間が撤退、手を引かれたということもございましたので、その計画は中断をせざるを得なかったということでもありまし

て、30年間その土地を使わせていただくという約束が果たせずにおりましたので、これも我が村にとってはこれまで余り議会の場で議論をすることもありませんでしたし、村民の皆さんに公にこのような状況があるということは、ほんの表面的なことだけをお伝えをして、今日に至ってきたということでもありますけれども、この3年ばかりは精力的に、4年になりますか、精力的に議論をして、それまではじゃあ財政的にその条件が、取得する条件が果たせるのかということでは、バブルがはじけてその以降、自治体そのものも財政運営が非常に厳しくなっておりましたので、結論が出せずにおったということでありまして、この4年を費やして精力的に議論をしてきて、一応関係の皆さんと合意をすることができましたので、議会には仮契約を結んでこのたび財産の取得について提案をさせていただくというところまでこぎつけたところでもありますので、この期においてはそのことだけが事務所の中で一番重点的な課題で、これを何とかこの期に解決していかなければならないということで取り組んできたところでもありますので、今の段階でじゃあ再挑戦の考えはということでもありますけれども、まずは30年かかった我が村の最重点課題という言い方をするのが適切かどうかは別問題として、マイナスの要因としてこれまでずっと持ち続けてきましたので、このマイナスの要因を次の世代に引き継いだり、次の期に引き継いではならないという思いで今回その提案をさせていただいたところでもありますので、その議案の審議について御議論いただきますことをお願いし、さらにはその議案の審議の結果を持って、今私が置かれている立場を改めて考え直したいということでもありますので、よろしく願いして、1番目の再挑戦の考えはということについては、明確な答えをお答えをすることができませんけれども、その前にその大きな課題を解決するのが、私に与えられた大きな役割だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2番目の村制130周年行事の考えはということでもありますけれども、御案内のように本村は、明治22年10月1日に村制施行以来、単独で村制を維持しており、平成元年には村制施行100周年という大きな節目として、大々的に開催をしたところでもあります。平成元年の村制100周年には、「絆」という、この庁舎の前にモニュメントをつくって、そのモニュメントから3.11の東日本大震災の復興の過程の中で、やっぱり人のつながりが大切だなということが改めて、きずなが大切だということが見直されたわけではありますが、我が村のモニュメントは村制100周年のモニュメントの名は「絆」でありますので、それをもとにこの「絆」バッジをつくったということでもあります。平成21年には前年のリーマンショックによる世界的な不況の中、自治基本条例の制定、平成の大合併の際に単続存続を選択した鳥取県唯一の村、日吉津村、村民の皆さんが元気なところをアピールしたいという趣旨から村制施行120周年として、記念

式典や記念切手など、村民の皆さんと一緒に考えたさまざまなイベントを開催をしてきたところ
であります。

現在は地方創生総合戦略に基づき事業を実施し、子育て支援や移住定住を中心に2060年の
3,600人を目指して村制を運営している段階であります。2060年の3,600人ということ
であります。実は9月11日に3,600人の人口を到達をいたしました。それは一気に40人
ほど9月から2カ月間イオンの北側の駐車場で興行を打たれたハッピードリームサーカスの団員
の皆さんがここに転入をされたということで、一気に到達をして、またその方々が転出をされた
ということでもありますけれども、この2060年の3,600人は、今3,600人にまたいずれな
るとは思いますけれども、2060年のこの維持は大変なことであるなというふうに思っており
ます。人口が全体が日本全体が減る中で、政府は2021年の合併特例法が切れるという段階を
迎えて、地方制度調査会が新たな方向でまた議論をされるということで、地方の人口が減るであ
ろうということを目指しながら、圏域行政ということのどうも議論をされるということであり
ます。そして周辺の小規模自治体の事務は垂直補完、県が市町村の事務をやるという、かつての
平成の合併のときの「西尾勝」案のようなことが改めてまた議論をされそうであります。

それから土地の開発構想などについては、圏域行政の中で自治体ごとの開発をさせないと、圏
域の中で開発構想を立てる、ビジョンを立てるということでもあります。それは公共施設におい
ても同じ考えがあるようでございまして、そういうところでは人口減少が進んでいく中で、一定
のエリアを圏域行政として維持をさせていくという考えがあるわけでもありますけれども、それをもう
ちょっと細かくした我が村の自治体あたりは、そういう意味では公共施設も、圏域行政のビジョ
ンの中でやっていくということになると、なかなか単独自治体といえども、事務は県との垂直補
完というようなことが、やらなければならないというようなことになったときには、非常にこの
3,600人の人口を維持をしていくというのは難しいのであろうな、圏域の中でさらに集約化が
起きるのではないかという気がしておりますので、非常に難しいなということで、この次の合併
特例法といいますか、それに向かって新たな村づくりの方向、圏域行政を視野に入れながらどん
な地域づくりが、村づくりができるのかということも考えていかなければならないというふうに
考えております。それが、3,600人をどうやって維持していくのかという方向につながる、村
づくりの方向でなければならないということだと思っております。現段階で土地利用も、地区計
画による沿道サービスや農業の未来を語るなど、検討を始めたところでもございまして、村制13
0周年の行事の考えはということで、議員のほうからも今130年の記念式典をしたらという声
が村民の中からはないというようなことでもありますけれども、村民が元気になること、そして何

かその我が村の将来を占うその方向性を定めながら、仮に130年をとするなら、そういう一つの節目を130年として考えなければなりませんけれども、内容を充足させていただける今の課題が不十分ではないのかなという気がしておりますし、130年を焦点にして、この松田議員の質問が出る以前にそういう考えをやるということなら、当然議論をしていかなければならない案件でありますので、その部分は不十分さがあるということでございますので、今の段階じゃあ式典をやるのかということでは、来年の話でありますので、10月1日が村の成立した日でありますので、10月1日にできるかできないのかということでは、多少難しさがあるかなということをおもうところでありますし、もう少しこれは議論をしていく必要があるかな、残された時間は限りがありますけれども、もう少し考えたり、村民の声を聞いたり、議論をしていく必要があるのではないかとこのように考えておるところであります。

ということで、松田議員の一般質問の答えとさせていただきますけれども、答弁内容としては非常に不十分さがあったなという気がしておりますけれども、その辺は今の段階で申し上げただけのことをお答えしたという気がしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） そうしますと、再質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初の質問ですけども、私は当然表明されるのかなという気では、いろんなこと考えてみたけども、明確な回答がなかったということで、ここで一応どうなるかわかりませんですけども、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、今後、例えば出馬される、されないという時期はいつごろで、どこでそういう決断をされて、それともまたは表明をしないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議員（9番 松田 悦郎君） 石村長。

○村長（石 操君） 今、態度を明確にしない理由というのは、今議会で長年の課題の案件を収束を、完結をさせたいという思いからだとおっしゃることを申し上げたとおりでございます。表明するとかしないとかということでは、いずれの方向を出すにしても、それは議員に対しても議会に対しても村民に対しても失礼でありますので、そんなことの批判を受けるような態度のあらわし方といいますか、不明確なことではなれないと、そんなことにはならないという気がしておりますので、いずれかの段階でそれは明らかにさせていただくということで考えております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 例えば、そういう明確な回答が出ないんじゃないかなという不安

の意味もあったんですけども、先般ネットを見てましたら、瀬戸内海のある村で村長が村が二分された経験から、首長選挙はやらないほうが良いというやなことが載ってまして、いろいろ議論が巻き起こるとなるようなことで、まさか村長はそういうことで明確な回答をされないのではないかなと一応不安というわけではないですけども、そういうことも思い立ったところでもあります。また時期が来ましたら明確にひとつお答えを願いたいと思います。

続きまして、記念行事の関係ですけども、私は規模は小さくとも活力のある村として、今後も発展していくことを祈念しながら、村民の皆さんとともに130周年を祝うべきだと、私は考えておりましたけれども、そこで、120周年のときに、節目の年だというふうに募集要項にもいろいろ書いてありました。一般的に節目の年といいますと5年か10年だと言われておりますけれども、120周年のときの節目とはどのような定義といいますか、考えがあってこの言葉が使われたのか、お答え願います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

先ほども村長の答弁にあったように、21年には自治基本条例の制定というものがありましたし、先ほど15年には単独を選択したということもあまして、鳥取県唯一の村、元気な村だということをアピールしたいという趣旨で、120周年という、節目の年っていうのは120が節目という、119でもないし121でもない、ちょうどそのころが120周年だったということで120周年に記念をしたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちょっとその回答はやばいなと思うけど。村制100周年から120周年って20周年ですが。いろいろ記念事業の周期見ましたら、結構1回で終わってるところの町村があったんで、100何周年だ、60周年だということがありましたけども、一応この120周年が行われたということは、100年から20年たったとき行われたということは、私が考えるに、村長が、石村長になられてそれ以降のいい年のところに120周年の事業を持ってこられたのかなという私は思っていますけども、いかがでしょうかそれは。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 村長個人のことではありません。振り返ってみますと、120周年をやるという議論は庁内から起きました。100周年やって、平成元年に100周年やって、それこそさっき言いましたように、単独を通り越して、やっぱり単独でやっていくという意味合いも、村民の皆さんに御理解をいただくという意味合いも含めて、120周年をやったらというのは、

内部から持ち上がった声でありますので、それに従って村民の皆さんと実行委員会を組み立てて開催をしたということでもありますので、決して私がどうのこうのというものではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） もう一つ、ちょっと質問させていただきたいと思いますが。

総合計画に示されております協働ということから、実践するという観点からいきますと、村民参加をサポートしながら記念事業は少なくともやるべきだなと思っております。これは子供たちにも、これはちょっといろいろ調べてみましたら、子供たちにこういう記念行事を経験をさせてやりたいということやら、それから当然ですけど、村制に貢献のあった方を表彰するということが、そこに重要なのは日吉津村の変化をもたらすことが、一番の重要な事業ではないかなと私は思っております、この辺のことにつきましては、ちょっと村長の意見を聞かせていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 記念行事にかかわらず、まず子供たちに経験をさせるということは非常に大事なことであります。常に小学校の卒業式などで卒業生に申し上げておりますのは、これからの長い人生を地域で育てられたことに自信と誇りを持って、その歴史を背負って立つという気概を持ってほしいということを申し上げておりますけれども、それが子供たちにとって誇りを持たせるということにつながってほしいということで、特に学校施設などでは近隣と比べておくれをとるようなことではいけないということで行政運営をしてきたところであります。子供たちにはそんな思いで行政をつかさどってきたと、私自身は思っています。

それから村の変化をもたらすことが重要であるということではありますが、これは、本当にまさしくそのとおりであります。平成15年に単独存続をして、まあまあここまで来たがなという感覚ではだめかなという気がしております。常に変わっていくという考え方の中で、村民一人一人が、特に行政職員は変わっていくと、今で十分だというときには、今で満足したときには、もうそこは成長がとまると、組織も会社もこれで十分だと、今が十分だという考え方に立ったときには、それで成長がとまると、ほかとの競争は負けてしまうというふうに一般的には言われておりますので、やっぱり常に変化を求めて一人一人が、そして組織が、そして村民の皆さんも変わっていくことが大事だというふうに、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間が来ましたので、これで終わりますけれども、また村長の挑戦の件につきましては、また改めてお聞きしたいと思います。以上、終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、通告2番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） おはようございます。4番、加藤修です。通告に従いまして、2項目質問をいたします。

初めに、下水道料金の見直しについて伺います。さきに行いました議会懇談会において、村民の多くの方々から人数割について不公平感の声を上げられました。下水道料金、人数割、料金設定を見直す考えはないのか伺います。

終わりに、自主避難所について伺います。災害が予想されるとき、雨風が強くなる前、足元の明るいうちに避難を促す方策として、ことし1月から始まった取り組みであります。まだ村民の方への説明が十分ではありません。その概要と位置づけの説明を求めます。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、下水道料金の見直しについてということですが、この下水道料金の皆さんから負担をいただくということに関してこの2年ばかり議論をして、また加藤議員からもさまざまな御意見をいただいて今日を迎えておるわけですが、その中で人数割の料金設定を見直す考えはという御質問であります。

そこで日吉津村の下水道使用料の設定及び改定の経緯について述べさせていただきます。昭和61年に、おさらいの意味ですけれども、昭和61年に農業集落排水事業、昭和62年に公共下水道事業区域の供用を開始し、下水道条例等を設置してきたところから現在に至るまで、一般世帯は定額制、事業所等は水量制の料金といたしてきたところであります。当初、水量制を検討しましたが、水道局から下水道使用世帯の水道使用量データの提供が必要であること、またその当時井戸水を使用世帯がかなりあったということ、使用水量を把握するため、その井戸水の水量を把握するためにメータースイッチ等検針をしなければならないこと、家畜を飼育されている世帯では、家畜の飲み水などにも水道が使われていたことなどから、人数制の料金設定のほうが実態にかなっているとの判断で定額制が導入をされたところであります。使用料の改定については、年々水洗化が進む中で、維持管理費が増加し、維持管理費は全て使用料収入で賄うことを目標として、平成8年度に30%、平成12年度に10%、平成16年度に、これは合併、16年ということですので、15年の合併に際しての行財政検討委員会の検討結果を受けて、一気に50%の

料金改定を行わせてもらったということでもあります。合併のときの行財政検討委員会は、他の町村と比較すれば50%程度上げてよかろうというような議論で、50%上げさせてもらったということでもあります。そして合併の行財政検討委員会の結果を受けて下水道の運営審議会において50%上げさせてもらったというものであります。それ以降は維持管理費を使用料収入で賄うことができいております。いまだ処理場や管路建設のために借り入れした借入金の消化のために、一般会計から多くの繰り入れをしている現状があります。なお、平成21年度からはリーマンショック後の景気対策として50%上げたわけでありまして、21年からは10%の減額措置を実施してきたところでありまして、ことしの議会の中でこの減額をしております使用料を暫時減免率を削減をしていくと、もとの下水道の使用料に戻していくというところでもあります。

供用開始当時、人口は約2,800人でございます。そこで700世帯でございました。平均4人世帯であります。現在は人口が約3,600人で1,200世帯ということで、平均人口にしますと一世帯3人ということになりました。世帯構成が大きく変化したことや、平成32年度からの公営企業会計の一部適用の導入に向け、今事務処理の変えていかなければならないということに取り組んでおるところでありますけれども、それは、下水道事業の将来の経営状況、維持管理、施設更新などを考慮する上でも、複式簿記の導入も求められておるところであります。この人数割の料金設定を見直す考えはということでは、議会で10%の削減率を順次といいますか、減額をしていくという方向が出された際に、料金設定の人数割の見直しについて検討をしてみるということも附帯意見としていただいたという気がしておりますので、それに向けての検討をまずはしてみたいというふうに、それはお約束したことであったというふうに思いますので、複式簿記等の導入があるわけですが、それとは別問題だというふうに考えておりますので、公営企業会計の適用されるということは一つの契機にはなりますけれども、それとは別問題で検討していかなければならないという考えを持っておりますので、今、料金設定を見直すということではなしに、検討した上でじゃあどうするのかという選択をしていくということを作業として進めたいというふうに考えておりますので、料金の見直しについてのお答えは以上であります。

次に、一時避難所について概要と位置づけを説明せよということでもあります。西部の市町村間では平成30年5月に、豪雨や台風などの災害時に住民の命を守り経済被害を最小化することを目的に、防災行動計画となる日野川水害タイムラインを策定したところであります。タイムラインでは台風などで被害が発生することが予想される場合に、夜間など気象条件が悪くなって避難しにくい時間をできるだけ避け、天候も比較的穏やかで警報も発令されていない段階で夕方までの早い時間帯を基本に自主避難所を設置することとしたところであります。加藤議員からも御質

問の中で触れていただいたところでもあります。自主避難所は、警報が発令され気象状況が悪くなった場合に、風雨により窓ガラスが音を立てたり、家のそばの川が増水するなどの心配があり、自宅待機することが心細い方などに事前に自主的に避難していただく場所でございます。ことしの災害では日吉津村役場を自主避難所として開設をしました。被災時の一時避難所の開設とは違いまして、警報が発令される前から自主的に避難してもらうための避難所ですので、数名の職員を配置し対応しますけれども、あくまでも自主避難をされる場所を提供するものであります。避難に伴う自身の食事や着がえや服用をしていらっしゃる薬などの必需品は、避難者の判断により持参していただくものと考えておりますが、ここの部分がどうも不評を買っておるということで承知をいたしておるところでありますけれども、本当の災害、いわゆる自主避難と違って、災害が発生し避難をしていただくという際には、そういうことではなしに、体一つで避難をしていただくのが一番ベストでありますので、そういうことでもありますけれども、自主避難所ということで前提としてそういうことを言うておりますけれども、決してそういうことではなしに、身一つで自主避難所であろうと何であろうと自分の一番安全なところに避難していただくと、そこが一つが役場であったり、災害時には学校であったり、ヴィレステであったり、福祉センターであったり、福祉センターはこのたび2階のほうに電源を持ち上げるという工事をしておりますので、福祉避難所としての機能を持たせるわけでもありますけれども、迷うことなく、ちゅうちょせずに、災害時には避難をしていただければ、それなりの対応をさせていただくという内容でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

ことしの夏は7月から非常に豪雨があったということでもありますし、週末ごとに台風が来るなど災害も多く発生しました。本村としてもタイムラインとして自主避難所を早目に開設し、対応をした結果が、自主避難で自身の責任で行動をし、自身の必需品等は持ってきていただくところが多少誤解ぎみに受けとめていただいたということでもありますので、特に御理解をいただきたいと思えます。やっぱり雨の被害が台風で大きかったなということで考えたときには、日野川の河川敷が久しぶりに流出をしましたので、事ほどさように流域での雨量は大きかったなというふうに考えておるところでありますので、決して災害が忘れたころに来るではなしに、災害が忘れないうちに来るといった状況がありますので、日ごろから常に自分の身の安全をどこで確保していくのかということは、村民の皆さんにおいては常に意識の中に持っていたいただきたいということを申し添えさせていただいて、加藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） ありがとうございます。１点目の下水道料金、今の人数割について、なぜこれを言ったかというところからですけども、基本料金は１,７００円で変わりません。他町村と比べても同じことですけども、ただあの人数は２,８００人から始めたのと、要するに人口構成が低くて、１人当たりの単価を上げないと４,５００円にならないという設定だったと思います。私も審議会おりましたので、このあたりは大体は理解はしておりますけれども、要するに、ここ１人当たりが６５０円です、日吉津村はね。近隣の町村で一番高いところで大山町、大山町が５１５円、それで南部町等は４８０円。一番高いところと比べても１３５円から違うというところですね。これは人数がふえたというところ、世帯がふえたというところで、これは何とかならんかという話がまず大前提と、不公平感を感じておられるというのの大きなところの２つ目が、要するに人数加算ですので、おぎゃあと生まれた赤ちゃんも介護施設に入所されている方でも日吉津村に住所があれば１人と数えますね。そういったところを何とかならんかという話も多かったんですよ。せめて２歳までとか３歳までは減免にならんのか、住所はここにあっても入所されとって実際にはここに住んでおられんというところも要するに減免にならんのかと。金額等について説明をしましたが、金額がべらぼうに高いことは高いですけども、人数が少ないけんこういう設定にしてありますよという説明をしましたので、それはわかっていますけれども、やはりこの赤ちゃんにもするの、ほかに行っとうなる人も同じように払っていくのかというところの不公平感っていうのは確かにそうだと思います。ですので、３年に１回料金の見直しがありますね。こういったところにあわせて、要するに９月議会で時限立法を１０％カットをやめて３年かけてもとに返す。３年かけてもとに返す、要するに独立採算制ですから下水道、そうすると３０年度にはもとに返せば９７．２％の使用料の充当率になります。今が一番いい状態だと思います。ただ、そういったところを、今一番いい状態ですけども、そういったところについて見直す考えというのを、もう一度聞かせていただきたい。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今おっしゃいました不公平感をどんなふうにして解消するのかということでは全く異論がありませんので、それは試算を組みかえをしてみるということは当然やってみなければならぬと。御意見をいただいて、この前の条例改正の議論をいただいたときにもその議論はいただいて、検討を、数字をはじいてみるようにということで、それは指示をいたしております。ただ、土台にありますのは、下水道の維持管理費を確保するということと、今の総額は総額として確保して、その中を変えていくということになろうかと思っております。維持管理費を捻出

するために総額の中で組み立てを変えていくということですので、それは御理解をいただきたいというふうに思いますし、そのことはしていかなければならないということで、前回の条例改正においてもその御意見をいただいて、そんな答えをしたところであります。赤ちゃんの話はその不公平感を解消するということだと思いますし、それから介護施設に入所の方は、これは家で使わない、施設のほうで使われるということは、そんなことを届けをさせていただいて、特に村外に出られた方あたりは、それは下水道の使用料の人数から消去をさせていただくという実態がありますので、その部分がしっかりと啓発が情報として流してあるのかということでは不十分さもあるかもしれませんので、その辺はしっかりと啓発をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 介護施設については住所地特例がありますので、これがちょっとまだはっきりとわかりにくいかなというところがありますので、福祉保健課長さんのほうからちょっと一言でも。住所地特例。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

住所地特例というのは介護保険の。（「介護保険」と呼ぶ者あり）はい。介護保険の住所地特例といいますのは、そこのお住まい、その方が住所を例えば村外にお住まいである、しかしながら村内の施設に入所をされたというような場合に、その介護保険料というのはその村内の施設のほうで見させていただくというようなことでございます。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 住所地特例っていうのは住所を移さなくてもいいですよっていう話ですね。ですけえ、日吉津から米子の施設に行けば、米子に住所を移さなくてもいいですよっていう話ですね。そうすると住所は残るわけで、残ったら1人分に数えられるっていう話なんです。ね、これが米子の介護施設に行ったら必ず米子に転出しなさいよということではないわけで、そのために住所地特例っていうのはここは残しとってもいいです。ただ、米子の方がこっちへ入ってきた場合は、米子に残しといてもらえば米子の介護保険の料金で見てもらえますんでね、こっちで見る必要はありませんから。ただそういう特例もありますので、これはこれで置いて、検討していただけるというところがございますので、実施していただきたいと思います。

2番目の自主避難所については、これは第1回目に避難所を開設したときに、その放送が非常に不評であったと。自主避難所っていうのは何なんだってって、毛布から何からみんな持ってこ

いって話だったですよ。あれは何だいう話で、2回目からはちょっと変わりましたですけども。それで今、自主避難所というのを開設するっていうことについては、これ総務委員会等で各ところに、災害、防災というところで視察に行ったときに必ず言われます。足元の明るいうちに、雨風が強くならんうちに避難させてあげてください、必ず。夜中の2時、3時に災害が発生してお亡くなりになった方がたくさんおられるのは大体夜中ですので、そういったところについても早目早目のって言いますけども、なかなかその内容が、自主避難所という内容がよくわかってないから、まだ避難される方少なかったと思いますね。たしか1人かそこらだったと聞いてますが、やはりその辺はまだPRの不足かなというところがありますので、特に熊本県の南阿蘇村に行ったときに、もう1軒1軒夜中に担当者が行って引っ張り出して行ったところはよかったけど、間に合わなかったところは四、五人お亡くなりになったというところで、大反省しておられたのは、やっぱりもうあると思ったらもう何でもいい、もうとにかく避難させるんだというところの強い意思っていうのを言われました。特に日吉津村に当てはめると日野川と佐陀川ですね。要するにこの問題ではないんですよ、ここは晴れとっても日野郡が雨が降っちゃったらあふれるんですこっちへ。その問題が、なかなか避難してくださいと言っても危機感がないけんわかりにくいかもしれませんが、今、日南でこндаけ降るとる、日野でこндаけ降るとる、水位がこндаけ上がった、もうちょっとしたらあふれるよって言うても、ここが晴れとったら行きならんですが。その辺のところをもう一つ啓発いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 総務課長、避難指示、避難勧告、自主避難、この3つをきちんと説明してください。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

まず、自主避難所ですけども、先ほども村長のほうから答弁ありましたように、まだ台風が来るとかそういう前に自主的に避難をしていただいて危険を回避していただくということで、日吉津村のほうはまだそういう状況になっておりませんので、避難指示、避難勧告ということではなくて自主避難をしていただくということで、このたびの台風20号から自主避難所を立ち上げさせていただきました。先ほどもありました、タイムラインがありまして、例えば日野川の河川が溝口観測所であったり車尾観測所であったり、そういうところで氾濫危険水位とかそういうところに来たときに避難勧告ということをもまずさせていただきます。それから、その後に避難をしてくださいという、もう完全に避難をしなさいというような状況で避難指示ということになりますので、順番としては自主避難所を立ち上げます、警報とかも出て台風も来ます、そういうときに

河川が上昇して避難、最初に高齢者等の要配慮者の方に避難準備をしていただいて、その後に危険水位を超えた場合に避難勧告、さらに危ない状況になったときに避難指示という状況になっておりまして、この避難準備、避難勧告、避難指示につきましては防災計画のほうにうたっております。例えば氾濫注意ですと日野川が2.6メートル、それから氾濫水位だと4.6メートルというぐあいに車尾のほう定めておりますので、それに従って現在行っているということで、前回、台風24号のときは車尾のほうが3.7メートルぐらいで、4.6メートルいきませんでしたので、自主避難所でとどめておりますけども、溝口のほうが4.1メートルぐらいにいらっしゃいますので、避難勧告するかどうかという状況の中で、その後水位が下がってきたということで自主避難所で終わっているということでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、周知につきましては、確かにことしのタイムラインに沿って自主避難所を初めて立ち上げましたので、まだまだ周知が足りなかったというぐあいに思いますので、その辺については周知を広めていきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） この自主避難所がなぜ役場なのかというところもあります。水害が予想されますので2階以上ということになります。なぜヴィレステを使わないのかとか、こういうときだけくうなばら荘を使ったらどうなのかと、そういう意見も出ました。またそういったところで、役場でないといけんというところでもないでしょうけども、またそのあたりは検討をしてみたいと思いますし、来年の行政懇談会の中でこの項目は取り上げていただいて、この自主避難所の開設、それから順次、避難準備、勧告、指示のランクづけのところもきちんと説明をしてあげていただきたいと思っております。

これはちょっと質問ではありません、確認をちょっとさせていただきます。議会懇談会の中で、海岸の漂着ごみについて質問がありました。事前に担当者から聞いておりましたので、昨年と同様の県の予算がついて、早ければ12月から処理にかかるというのを、去年も県の予算がついて県の管轄ですので、県の補正予算がついて、それで12月から1月にかけてきれいにさせていただきました。ことしもそのように県の予算がついて、12月、1月にかけて処理を去年と同じようにするというふうに聞いております。そういうふうに私が答弁しましたが、それでよろしかったでしょうか、住民課長。

○議長（山路 有君） 加藤議員、これは一般質問以外の質問になりますので。

○議員（4番 加藤 修君） 質問でない、確認。

○議長（山路 有君） いや、ここは一般質問の場ですので、確認であろうと、そうすると確認

ということで今後……。

○議員（４番 加藤 修君） わかりました、はい、やめます。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は１０時３５分から行います。本議場にお集まりください。

午前１０時１５分休憩

午前１０時３５分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

５番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（５番 三島 尋子君） ５番、三島です。今一般質問では、出資法人等の経営状況、保育所など建て替えの検討委員、新年度予算編成方針の３項目について質問いたします。村長からの答弁を求めます。

１項目、出資法人等の経営状況について伺います。日吉津村が出資している第三セクターと言われる法人等は、土地開発公社、株式会社ひえづ物産、一般財団法人うなばら福祉事業団の３つの事業所です。土地開発公社と一般財団法人うなばら福祉事業団は日吉津村が１００％の出資しております。そして、ひえづ物産については村が９０％、商工会で１０％の出資としています。この事業所で債務が発生した場合、その債務責任は出資割合によって負担することになります。村がその債務を支出するに当たっては、村民が納めた税金から支払うことになります。土地開発公社については、現在、最終整理の手続が進められておりますので、今議会で説明されるものと思っております。

初めに、株式会社ひえづ物産について伺います。２店舗が借り手がなく長期間あいておる状況でした。その後の状況についてお聞きいたします。また、今年度末までの契約店舗が１店舗あるということを知り及んでおりました。継続について交渉中とのことでしたが、その後の経過についてどうなっておりますでしょうか。また、今後のひえづ物産経営についてどうお考えでしょうか。以上、３点お願いいたします。

次に、うなばら荘の現状と改善策について伺います。１１月１４日、行財政・議会改革調査特別委員会でうなばら荘の現況調査を実施し、支配人から説明を受けました。今年度上半期、４月

から9月の間は約2,270万円のマイナスであり、現況では今年度も赤字が見込まれるという説明でございました。こういう状況をどう捉えておられますでしょうか。今後も施設経営を継続していくのであれば、企業経営の専門家の指導を受け、改善に取り組む考えはありませんか。もう1点、第三セクター、村が出資している法人等の理事長を村長が兼務となっています。この兼務を外し、出資者の立場ということでなさる考えはありませんか。

次に、2項目めですが、保育所等の建て替え検討委員について伺います。保育所等の建て替えについての委員が決まり、検討委員会が開始されたと聞いております。今後、30年ないし40年先を見据えた子育ての複合施設、児童館、子育て支援センター等も含めてということですが、災害にも対応する建物であることなど考えますと、期待とともに課題もあると感じております。構成委員を見ますと、専門家と言われる方が入っていないのではないかと見ています。例えば大学の教授とか、また現保育士、看護師を含むことはどうでしょうか。直接保育に携わる者の意見が重要と考えます。これからでも委員に委嘱する考えはありませんでしょうか。

次に、3項目めですが、新年度の予算編成方針等について伺います。1点目は、新年度予算の編成方針についてであります。そして2点目、同僚議員の質問に5期目の挑戦については今回明確な答弁はいただきませんでした。これまで石村長が4期、任期あと5カ月ほどですけれども、これまでの15年半余り村政を担ってこられました。その責任は大変重かったと思いますが、これまでの自身の村政のあり方、そして、自身のあり方についての御自身の評価を伺いたいと思います。

答弁によりまして再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、出資法人の経営状況ということでお尋ねをいただいております。まず、株式会社ひえづ物産の現在の状況についてということですが、質問の中で2店舗が長期間あいている対策は、今年度末までの契約店舗は1店舗あり、継続について交渉中であったがということで、その経過についてということですが、23年の8月に1店舗、29年の3月に1店舗撤退されております。2店舗あいてる状況であります。南側の空き店舗については、現在入店中のその南側の空き店舗の北側に位置される事業者さんが既に、この1日、2日ですか、連休に行きましましたら、既に店舗を営業していらっしゃるまでこぎつけられたということですが、その南側を借りられた店舗の事業者の北側があいています。北側の店舗につきましても、その事業所さんが31年の4月をめどに利用されるということですが、それで交渉をしておるとい

とで、中身については、生ものということではなしに、かつてその位置は乾き物、塩干物の営業をしてらっしゃったというところですので、塩干物でやるかなというところで議論をさせていただいておるところであります。重ねてでありますけども、4月には利用される予定であるというところで進めておるところであります。

ひえづ物産の経営についてということですが、ここは農村土地利用活性化構想によって、大型ショッピングセンターを計画地域内に我が村の振興を目指して設置をしたものであります。いわゆる新鮮市場という日吉津の活性化に資するためにイオンを誘致してくるという組み立てでございましたので、ひえづ物産はあのエリアでの開発における土台になったものでありますので、その前提が崩れるということは避けていかなければならないというふうに考えておるところであります。ひえづ物産をやるのでイオンを誘致するという組み立てで、いわゆる調整区域での開発を認めていただいた経過がありますので、ひえづ物産の運営は言ってみれば開発をいわゆる誘致をするための資本投資であったというふうに考えております。

次に、うなばら荘の経営の現状と改善策についてということですが、29年は8月から10月にかけて10日間全館閉館して浴室を中心に改修を行って、10月11日にリニューアルオープンをしたと。その後、順調に利用者がふえ、売り上げも上昇傾向にあったところですが、大変なことにことしの1月、2月の雪の影響等により、その売り上げが落ち込んだということで、前年に比べ1,100万円ほどの減額となったところがあります。今年度は5月の飛び石連休の不振、あるいは7月、8月の異例の猛暑により売り上げが伸び悩みました。その後8月の20日から9月14日にかけて26日間は開館しながら厨房等の改修を行ってきましたので、宴会等ができなかったということで、宿泊だけを受けたということですので、それは当然ながら売り上げが伸びなかったということですので、現時点では昨年度と同程度の収支になっておるのが現状であります。市町村職員共済の指定も受けておるわけですが、こちらも災害等の影響で利用が伸び悩んでるというふうに思っております。その傾向が見られるということでもあります。11月から忘年会シーズンに向けて予約も多く入っており、今後の売り上げ増が期待できるというところでありまして、うなばら荘の大規模改修がおおむね終わったということですので、来年度以降は改めて接客や料理などサービスの向上に努めるとともに、経営改善を図っていきたいというふうに考えております。

企業経営の専門家から指導を受け改善に取り組む考えはありませんかということですが、これまでも企業経営の改善に向けての専門家を広域行政でお願いをしてそれに当たった経過もあるわけですが、現在では毎月1回うなばら荘において西部広域行政管理組合と改善に向け

ての協議を実施しながら、理事会や評議員会での意見はもちろん、村民など利用者や議会からの御意見も踏まえ創意工夫に努めておるといふことでございまして、現在では公認会計士によって経営を見ていただいておりますといふことで、3カ月ごとに助言もいただいております。今後も皆さんの御意見を踏まえた上で、職員一丸となつて少しでも赤字解消につながるよう改善に向け邁進をしていきたいといふふうに考えており、改めて今のところ専門の業者を迎えての指導は、経費のこともあつたりもしておりますので、想定にないといふところでもあります。

それから、第三セクターの理事長を村長が兼務となつていふことで、出資者の立場でいふ考えはないかといふことでもありますけれども、これはこれで誰かにやっただくといふことは難しいことでもありますので、村長が理事長としてしっかりと責任を果たしていかなければならないといふふうに考えておるところでもあります。

続いて、次に、保育所の建て替え検討委員会といふことではありますが、保育の専門家の指導、助言はといふことで、また、保育士、看護師も検討委員にと考えるがいかかといふことではありますが、保育所等建て替え検討委員会には、関係団体に選出をお願いし、保育所愛護会から2名、児童館秋桜会、教育委員会、民生児童委員、子育てサークル代表、子ども・子育て会議会長と公募委員2名の計10名の皆様を委嘱しております。委員の中には元保育所長経験者2名や村外の保育所にお勤めの現役の保育士さんもおられます。そういう意味では、知識、経験とも豊富な方々にさまざまな観点から忌憚のない御意見なり活発な御議論をいただいております。既に検討委員会は3回を開催され、米子市、大山町の保育施設の視察も行つていただいております。9月には保育所、児童館、支援センターの利用者に対しアンケート調査を実施し、利用者の方々の御意見も聴取しております。また、職員のプロジェクチームには看護師資格を有する保育士も入っており、検討委員会と並行して協議を進めております。さらには、保育所では職員全員がグループに分かれて近隣の保育所を視察に出かけるなど、現場の声の集約にも努めておる状況であります。専門家のアドバイスといふ点では、先日、これからの公共施設のあり方というテーマで外部講師を招いての研修会も行つたところでもあります。検討体制としましては、保育の現場を熟知した委員さん方や保育所職員も入っておりますので、改めて専門家を委員に加えることは考えておりませんが、必要に応じて勉強会をするなどの対応をしていきたいといふふうに考えております。

続いて、3番目の新年度の予算編成方針についてといふことの質問ではありますが、平成31年度の予算編成方針は10月22日付で各課長に通知をし、各課長から職員各位へ伝達をしておるといふことでもあります。編成方針では、村の現状を踏まえ将来を見据えた予算とすることや予算

計上時の留意点を示しております。具体的には、既存事業の検証と評価、各事業の充実化や縮小等を含めた事務事業の見直しや新規事業の積極的な計上を提示をしております。また、行政懇談会で示す今後の方針や議会で表明した事項を約束事と捉え、また、決算審査での附帯意見等を十分検討した上で計上をすることといたしております。そのほか、歳入の確保や歳出の削減、消費増税を見据えた適切な予算計上についてもあわせて指示をしておりますが、ただ、次の質問にも関係がございますけれども、4月には村長選挙がございますので、政策的なものは暫定予算にならざるを得んということを伝えておるところであります。

4期目の任期が、石そのものがあと5カ月の任期になったけれども、15年半余り村政を担ってきたその評価をということでお尋ねでありますけれども、きょうの冒頭の松田議員の質問でこのようなことがあってこのようなことをしたということでお答えをしたところありますので、自分なりにこれをやった、これができたというやなことを申し上げたところありますけれども、自分自身で評価ということは非常に難しいことかなというふうに思っています。首長の評価は村民にさせていただいて、日ごろの行政施策に対する意見を頂戴することもありますし、4年ごとに選挙で選択を受けるということが基本だと思っておりますけれども、選挙があっておりませんので、それはそれで私の評価だというふうに思っておるところでありますので、十分な答弁にはなりませんけれども、答弁の要旨はさきの松田議員にお答えをしたとおりでありますので御容赦、それをもって答弁とかえさせていただきたいというふうに思います。

以上で三島議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません。2番目の保育所の建て替えの委員のことから先にさせていただきますと思いますが、私も委員構成については開示を求めまして、いただきました。どなたが入っておられるっていうことは把握はしましたけれども、先ほどの村長の答弁の中に、以前に保育にかかわっておられた方とかいろいろそういう経験の方がいるっていうことをお聞きしましたし、それは見てわかりました。ですが、子ども・子育てについては政策もですけれどもすごい勢いで変わってきてますし、子育てについてもいろいろと変化が、状況が変わってきております。そうしますと、やはり現在それにきちっと向かって子育てをやっておる人の意見っていうのが私は重要だと思っています。そして、専門家っていうのは、ここに例えば大学教授っていうことを言いましたけれども、毎回出席はしていただかなくても何回かされた中でまとまったところで、こういうことこういうことを話し合われた中でこういうことについての指導、助言を得

るっていうことは大事なことだと思っております。それと、今回の日吉津村の保育所の建設については、児童館、子育て支援センター、そして災害に対応もする施設っていうことをお考えのようですので、そういう施設っていうのがこのあたりには私はないのではないかっていうふうに見ています。ですので、その点をじっくりと検討していく中では、やはりいろいろなそういう専門的に持った人とか、現在携わっている人の意見っていうのを重視して検討してほしいということをお思っております。

それとあと1点は、ヴィレステ、現在大変利用が多くて、いい状況になってきてるなっていうことは感じておりますけれども、ヴィレステの委員会が開催をされたときに、委員が知らない間に自分たちが出した意見が変更されておったと。それは何でかって後で聞いたら、職員プロジェクトの中で話し合いがあって、職員のほうでそれは要らないんじゃないか、簡単に言えばです、そういうふうになっておったと。そういうことはいけないうことを聞きまして、ですので、職員プロジェクト、それから保育所は保育所で検討をされていると思いますけれども、そこで出された意見をやはりそこに入っておる人どなたか1人ぐらいずつは委員の中に入って、住民の代表の人の意見が出た中で、いや、それについてはこういうふうに考えてますがとか、これはこういうふうにしたいと思っておりますとか、こうありたいですとか、やはりそういうことを伝えていくっていうことが大事なことでないかと思っておりますが、こういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ヴィレステの経過についてお答えをさせていただきますと、基本的には検討委員会で議論されたものをベースに物事を進めたと思っております。うちの中の職員の検討委員会で議論をして、こうがいいのではないかという意見は、私的には、立場的には、そりゃ違うなと。検討委員会で議論されたほうを主に物事を考えるべきだということで、今の建物ができたと思っております。ただ、総経費での制約は当然させてもらうということでは言っていましたので、総額が一応10億だということを言っていました、図書室が狭いということがあって、5,000万ほど事業費を伸ばしましたけれども、当初はもっと広げたいという声があったのは承知をしています。そこは財政的なこともあって、それ以上の無理はできないと。うちの財政規模からいくと、村の規模からいくとこの辺かなあということをおっしゃっていただきましたので、そこは図書に思いを持っていらっしゃる方との気持ちはすれ違ったままかなあという気はしておりますけれども、それは御理解をいただかなければならないという判断をさせていただきました。

これからの保育所の、どうやって検討していくのかということでは、ある程度先ほど答弁をし

ましたように、柔軟な形で検討委員会を組み立てをしておると。それなりの、そこに携わる皆さんに、日ごろ保育に子育てに携わっていらっしゃる皆さんに御参加をいただいておりますということで受けとめておりますし、外からのこれからの公共施設のあり方等の講演会もなされたというやなことでありますので、まだまだそこら辺では柔軟な対応ができるというふうに思っておりますし、また、ありとあらゆる御意見を踏まえて御意見を取り入れながら、よいものに議論を進めていくことは大事だなあというふうに、議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、今の体制で進みながら、改めて意見を取り入れる体制だけは持ち続けながらやっていきたいというふうに思いますが。では、不足する部分なり、課長なりが直接の事務当たっておりますので、そこでの考え方も披瀝をさせたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

現役に携わっておられる方の意見ということで、元保育所長さんということでは現場をちょっと離れておられるという方だと思っておりますが、先ほども村長の答弁の中でありましたように、子ども・子育て会議という、今、日吉津村の子育ての計画をつくっておられるところの代表の方であったり、それから先ほど言いました現役の保育士さんであったり、それから現に施設を使っておられる保護者さんの代表であったりという、それも児童館、支援センター、愛護会という、各組織の代表の方に出てきていただいておりますので、決して今を知らない方ではない、今まさに使っておられる方の意見をいただいております。

それから、専門家ということなんですけども、先ほど来、研修会をしたと言いました。複合化ということでこの辺にはないんじゃないかということでした。まさしく余り近くにはないんですけども、この講演の中で、その方は鳥取市の職員さんだったんですが、全国、今あちこち回って講演されている方で、全国でこういう複合施設があるよというような事例も紹介をいただきました。そういうことで財政的な部分のお話もしていただいております、検討委員会ではどうしてもこう夢々を語るんですけども、やはり財政的なものは投げはおけないということではいい研修になったかなというふうには思っています。そういう形で、先ほど答弁ありましたけども、専門家の方を改めてということではないんですけども、随時そういった機会を設けていろんな角度から参考になる意見をいただこうというふうに思っております。あと、職員プロジェクトも並行してやってるんですが、やはり検討委員さんとの意見のマッチングというか、どういう意見が出てくるかっていうのもやはりお互いが知りたいところだという意見も実際に出しておりますので、今後またそういうことで2つの委員会を合同で開催する、1人、2人入っていただくんじゃ

なくて合同で開催するというようなことも考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） いろいろ考えておられるっていうことはわかりましたけども、災害ということを考えたときに、親は仕事に行ったりとかいろいろ外に出かけておったときに突然にやってきた災害とかに、すぐ迎えに来てくださってと言われてもなかなか行こうと思っても来れないっていうこともありますし、いろんな状況があると思います。小さい子供ですので、これからつくる建物、子供の建物については、そこできちんと見てやるっていうふうな建物にしてほしいなっていうことを思っています。ですので、迎えに来るのではなくて、親が帰ったときに迎えに行かれる人はあるとは思いますが、きちっとそこで子供は見ますっていう、そういう安心感があると、親はそんなに急いで行動しなくてもいいかなっていうことが思いますね。他の家族のことをこうやってっていうことがありますので、そのことだけは今後の建物については十分に考えてほしいっていうふうに思っております。保育所にいけば安全だっていう、日吉津村は山がありませんし崩れるっていうことはありませんが、水害と地震ですけれども、今後の建物については、地震についてはそんなにすぐ倒れるとかっていうことではなくてきちんとした建物になると思いますけれども、水害に対応するっていうことでは、ここで預かって、もう保育所に来た子供は全部ここで預かってますっていう対応をできるようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、親と保育士っていうのでは、保護者との考え方っていいですか、見方、保育をしてもらう部屋のあり方っていうことはちょっと違うかなっていうことも思いますね。親はこういうふうにして見てほしいけどっていうのがあるけれども、保育士、それに携わってる者から見れば、いや、こういうこれが一番いいんですっていうこともあると思いますので、そのところをやはり重視していただきたいっていうことを思っています。

南部町に視察に行かせていただいたときに職員さんに伺いました。これはどういうふうな経過で考えた建物でしょうかっていうことを聞きましたら、町民の方にはほとんど聞いてませんと。職員の意見をもう重視して、建築家にこう話をしていきながら進めてきましたっていうことがありました。そればかりがいいとは思いませんけれども、日ごろ学校もでしょうけども、携わっておる人っていうのが一番こういうふうにしたほうがいいっていうことをわかることだと思いますので、その点を重視して見ていただきたいっていうことを思っています。その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 災害時に保育所の子供たちや学校の子供たちがどこで過ごすのかということは、当然そこで発災時間によって保育や教育の時間の中では責任を持たざるを得んということで、鳥取県中部地震のときに子供たちが校庭にいち早く避難を整然として、そして10月の21日という日にちだったと思いますけれども、結構寒かったということで、ヴィレステのほうに避難をしたということでもありますけれども、あれは地震でしたので、そういうことを選択、外に避難をしてヴィレステにということですが、小学校のほうには24年に空調設備を校舎のほうに設置しておりますので、水害ではそういう対応ができると、学校の中で避難がし続けられるというふうに思っています。24年の補正予算でとっていますので、25年には校舎の空調ができたというふうに思っていますので、そこで避難しながら保護者の対応ができるまで過ごせるというふうに思っています。あわせて小学校の体育館は、29年度の事業で小学校の体育館と特別教室にエアコンをつけましたので、それは水害を想定しての設置をしましたので、小学校についてはそれができるようになったということですので、今度は保育所についても当然こんなことで預かりを徹底していくと、保護者がお見えになるまでそこで過ごさせるということになります。それは子育て支援センターも児童館も含めてそういうことにしていくということでもあります。

それから、保育の、南部町のほうは保育士の声でほとんど決めたということでもありますけれども、先ほど小原課長が申し上げましたように、保育をやる現役とそれから子育ての現役の方もいらっしゃるの、その辺の議論はしっかりとできていくであろうというふうに余り心配をしませんので、その辺の御意見を期待をしてその方向性をつけていただけるというふうに思っております。以上であります。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私もこれから、それこそ30年、40年先をつくっていくことになりますので、大いに期待をしております。

次に、ひえづ物産について再質問させていただきます。私も先般、時々ぞいてはみまされども、行ってみましたら大変きれいになってまして、入ったところ正面が、ぱっと入ったとき、何か感じが違うっていうことを思いました。広々として何かすごく感じがいいなっていうことを思ひまして、そうしたら、入ったところの正面のお店が広がってましたね。すごく空間があるっていうふうに思って、これだったら何か感じがいいんじゃないかっていうことを思ひましたけれども、反面、左側のほうが閉まってまして、それは今伺いますと、正面の今あるお店の人が乾物屋さんみたいなのを出されるっていうことをお聞きをいたしました、反対側の右側ですけれど

も、その通路が狭くて、ちょうどお昼、ちょっと少しは過ぎてましたけれども、あそこ大変はやっておるってことでたくさんの方が来られて繁盛するのはいいのですが、前のほうがだんだん狭くなりまして通路が3分の1ぐらいしかないんですね。あれはちょっと改善をしないと、私は買い物をして物を持って歩く通路ではないなということを思いました。3つぐらいに分かれてるんですよ、仕切りがしてあって。やはりそのところは今後検討をしてほしいというふうに思っておりますが、その現状は見ておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 混雑のぐあいが非常にいいという声もあります。土日も、僕は土曜日だったでしょうか、行きましたら、井屋さんに僕9時半に行きましたけども、9時半過ぎから一番の席をとっていらっしゃった方がいますので、あれが二重の列になっていくのかなというふうに思ってます。あそこに商工会のほうから縁があってコンサルが東京のほうから入りましたけれども、提供される食材もいいし、それからこの混雑ぐあいがいいという言い方もありましたが、確かに荷物を持って通りにくくなったということもありますので、御意見として伺って、それは現場のほうに伝えていきたいというふうに思います。あんなにぎわいがあるほしいなあというふうに思いますけれども、それこそマスコミの力はすごいもんだなあというふうに痛切に感じております。新鮮市場全体がそんな感じでなればいいかなというふうに期待をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ひえづ物産につきましても、決算状況から見ますと昨年度は約70万円の赤字になってますので、それが積み重ならないように前進をしていくように対策を立ててほしいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、うなばら荘についてお伺いをいたします。これまで村からうなばら荘へ赤字補填をずっとこの近年しております。財団法人化になる前からですので、その赤字補填をした額を年ごと、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。平成26年度に2,078万8,113円を補助金として出しております。それから、27年度が1,800万、28年度が2,700万、29年度が2,700万ということで、村のほうから補助として出しております。なお、平成25年度におきましては、新しく一般財団法人になったときの清算ということで、1,817万618円を補償ということで出しております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私はこの赤字が出る要因っていうのを自分なりにちょっと経営状況を調べてみました。決算書と、それから、説明でいただいた資料等によって見てみましたけれども、まず、先般視察をしたときの資料からは、売り上げをするのに経費が1.3倍から1.5倍かかっておるっていう状況を見ました、月々が。こうなれば当然にプラスにはならないなっていうことを思いましたけれども、これは一概にそればかりは言うてはおれませんので、中身を精査して検討を理事さん方もしておられることだとは思っておりますが、この10年間で利用者は、休憩、宿泊を含めて約5,000人減ってます。この5,000人を取り返そうっていうことは並大抵ではないなっていうことを感じてます。よそにも施設ができましたので、それを取り返していきっていうことは大変本当に厳しいことだと思ってます。職員さん方だけのことにはならないなっていうことを感じております。

それと、売上額がこのごろ1億6,000万から7,000万、それぐらいです、状況見てみますと。以前は2億を超えておったようですけども、その中から必ず支出をしなければならない経費、それが人件費が8,500万ぐらい。そして水道光熱費が、平成十六、七年からすると1,000万ぐらい上がったんでしょかね、改装がされて、あそこが天井が高くなりましたり、いろんなことがありますので、それが多くなったのかなということも思ってますけれども、光熱水費が2,300万、400万、そして使用料が2,500万っていうことになると、これ売り上げから管理費やそういうものを引きますと、もう2,000万が毎年赤字になるんです。ですので、これはもうわかり切ってるなっていうことを思ってます、これを解消するには、もう使用料を減額していただくしかないっていうことを私は思ってます。それをうなばら荘の理事会としても検討はされていると思いますけれども、理事長である村長さん、広域に対して、この使用料を、言えば支払わなくてもいいっていう形をとれたら一番いいと思いますし、大幅な減額っていうことを広域に言うっていうことの考えについては、どうお考えでしょうか。そのことを教えてください。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 気持ちは同じですが、言うなればこの2カ年の修繕は、言ってみればうちの使用料で修繕をしておるということに言いかえても極論ではないかなというふうな気がしております。ですから、そこの見合いで修繕をしてもらっておるということです。気持ちの上では、ちょうど2,500万円でちょんちょんだというところでありましてけれども、今、広域行政の中で、構成メンバーの中で、それぞれの町村が、じゃあ、施設の修繕に負担金を改めて出そうという

ころで合意形成ができそうにもありませんので、それは使用料で払いながら施設を修繕をしてもらうということで、起債を借りるということにしたほうが得策かなということで、今回の2年かけての修繕は、それこそ10年使えるようにということでの修繕にさせていただいたところであります。起債も10年かけて戻すという感じでおりますので、ちょうどこの使用料が当たるということだというふうに思ってますので、言われるとおりでありますけれども、今、広域行政の構成メンバーの中で、じゃあ、改めて修繕費にということはなかなか提案しづらいなというところがありますが、年々状況は変わるし、そしてまた指定管理の改めての5年が過ぎるという節目も迎えますので、そこでまた議論ができるのではないかとこのように思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私も、村長が今おっしゃいましたように、いろいろ考えてはきましたけれども、でも、この使用料、これが一番ガンだと思ってます。ですので、これを削減、減額していただかない限りは、ここ2年間の改装費ばかりではなくて、もう経費が多くかかってます。人件費は削るわけにはなりません、光熱費ももうそれはかかるようにはなってますし、そして、あともう使用料だけですね。指定管理っていうのが普通の指定管理とは違いまして、うなばら荘は。もらってるのではなくて、こっちが払っていくっていう方向になってますので、いかにそれは払わなくてもいいようにするかっていうことしかないなっていうことを感じてます。ですので、そこら辺をやはり広域に言っていくしかないっていうことかなって捉えております。あと10年っていうことが起債がありますけども、これもうなばら荘は、さっきおっしゃいましたように、払った金でもらうっていうことですので、広域には全然負担がかかってないわけですね。日吉津村にだけ負担がかかる。赤が出れば村から赤字補填をせないけんと、二重に出していくみたいな形になるので、直営で経営しておれば、また考え方も違うかなっていうことも思ったりもします。その点で、ぜひその減額についての交渉をしていただきたいと思いますが、やはり先ほどおっしゃいましたように、なかなか難しいっていうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） いろんな考え方をしていく必要があると思います。あの施設の必要性をどんなふうに村民に理解をしていただいでやっていくのかということだと思ってます。今、赤字を補填をおっしゃいますように、そのとおり補填しながら使用料を払っておるということでありましてけれども、じゃあ、広域の構成メンバーが新たな負担を出し渋る現況があります。それは、それぞれが自分のところで施設をお持ちです。これから先、じゃあ、あれをどうするのかということだ。正式な土台に上がってませんけども、構成メンバーの中では、日吉津があれ引き取れ

やいという声もあります。それは副管理者があつたり、広域行政の議員があつたり、そういう考え方もありますので、そのタイミングはどこかということも図らなければいけません。この5年の指定管理のときに、そんな話もありました。日吉津がとらんかやという、それはまだテーブルに来らん段階での、日吉津がとらんかやという話もありましたけれども。じゃあ、施設の資産価値をどげなふうに捉えるのかということもありましたので、またいずれその議論は出てくるだろうなというふうに思ってますので、そのときにうちはどんな対応をするのかということだと思ってます。極論でいくと直営もありだなという気がしてます。そんな選択肢もあるかな。直営ということは、今なじみませんけれども、そんな選択をするということもあるかなという、広域全体の中で考えたときに。それだけ、あの施設ができたときには、広域全体の中で1つしかない施設でしたけれども、今どこもがそんな施設を持っていらっしゃるということですので、それぞれの必要性が変わってきたということをこれから判断をしながら対応をしていく必要があるというふうに思ってます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 先ほどおっしゃいました、指定管理を受ける前ですかね、そのころに、その時点で、以前の償還金が終わった時点で、更地にして返していただくかどうするかという議論があったと思いますね。そのときにきちっとしなかったなっていうことを私はちょっと反省はしてるんですけども、その時点でどうするかという方向性を持たないといけなかったっていうことを感じてます。今お話がありまして、また10年ですけども、その10年先っていうこと、もうすぐ来ると思うんですよね。だから、その時点のどうするかっていうことを今からきちんと検討していくっていうことが必要だと思ってます。直営っていうこともおっしゃいました、私も直営だったら、また考えることもあるかなと捉えることもあります。ですが、今いろんなことが厳しい状況にありますので、すぐに、じゃあ、直営でやりますわっていうことは難しいことだとは思ってます。そこら辺の、今後、議会も含めてですけども、検討を要するところは大いに検討しないとイケないっていうふうに捉えております。

一つ、案っていいですか、私はこのうなばら荘の質問については、毎年1回ずつさせていただいております。いろいろ意見を聞かせていただいておりますけれども、25年の6月議会では、初めにうなばら荘のことについて、村民が議論をする場を持っていただきたいっていうことを言いましたら、検討しますっていうことだったんですけども、その後、検討をされたと思いますけれども、どういう状況か、これまでに検討、住民との議論があつたのかどうなのかっていうこと。それとあと、日吉津村の住民があそこを利用しないことには発展はしていかないなっていう

ことを思っています。ですが、日吉津村の住民は宿泊はしないと思っています。それで、5,000人ぐらい減ったって言いましたけれども、その減った中には車も、もう今に、以前、10年前とは違ってきまして、高齢者も車に乗って行くようになったし、行き帰り、迎えにも来てもらうということもあったりして、宿泊も少なくなったんじゃないかっていうことを感じてます。いかにして宿泊とか利用をふやすかっていうことだと思うんですけども、自治会単位の懇親会っていいですか、そういうことに対して3,000円以上とか5,000円以上とかを、こうした場合には半額とか1,500円とか、いろいろあると思います。今は65歳以上の方への2,000円の券が出てますけれども、そういう対応の仕方とか、そういうことはできないのかなとか、もう少し村民がゆっくりと話し合える場所として、提供していくお考えっていうのは持たないかなっていうことを今感じてますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 25年からの一般質問でしたということでもありますけれども、うなばら荘を、あの施設をうちが直営でやるというのは非常に物が大きいです、宿泊があれだけ、90人かな、宿泊定員が。非常に物が大きいです。かといって、あれをやめてしまうという議論はできないと思います。やめて、次に何かを村としてするという議論でないと、村民の理解は得られないと思っていますので、そういう意味では、あれを25年の段階から住民議論をすることにはならなかったというふうに今は思っています。住民の皆さんは、それこそ泊まらないので、プールなどとしてごせやいと、うちげプールがないがなという声もありますので、うちげだけでやるということになると、そんな使い回しのほうがいいのかというふうに思っていますが、じゃあ、村民の慶弔事がどこでするだという話にもなりますし、その辺も踏まえた議論にしていかなければならないということでもありますので、当面は使っていくということで、広域行政のほうで修繕をしてもらったというところで進んでますので、今ありましたお話は、いずれどこかでせないけんときが来るだろうと。恐らく広域も、日吉津で受け取れということが、今度はまきに出てくると思います。そのときに、あのものが資産価値がどの程度あるかということになると、いわゆる建って平成7年から創業をしますので、20何年、30年たっておるので、あれはもう価値ないわいという言い方もされる方もあろうかと思えますけれども、そのときに、じゃあ、プールにするのか、宿泊施設が要るのか、懇親会場が要るのかという議論は、そのときにやっぱりせないけん、そのときだないかというふうに思っています。

それから、利用の仕方として、自治会にということでもありますので、今、利用券を出させていただいとるということで、隣近所で誘い合って行きさせていただいておるといのもありますので、

一つの使い方ではあるな、使っていただき方であるなというふうに思っていますが、特に宴会で利用される方の人数の1団体の規模が全く違ってきました。例えば慶弔、仏さん事で利用されるとき、かつては一家の仏さん事といえは30人団体でありますけども、今は20人そここの団体が中心ですので、そこもやっぱり時代と違ってきたなというところで、そういう意味では入れ物が非常に大きいということがあります。ですから、直営でやるというのは、あの入れ物は非常に厳しいものがあるな、大きさが厳しいものがあるなというところで、いろんな議論、考え方がありますので、それはそれでさまざまな議論をいただきながら、これから進んでいく必要があるというふうに思っています。

○議員（5番 三島 尋子君） 時間になりました。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で三島尋子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山路 有君） これより昼休憩に入ります。再開は午後1時から行います。本議場にお集まりください。

午前11時40分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 午前中に引き続き、再開いたします。

1番、河中博子議員の質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。

きょうは、地方創生総合戦略の中から農業問題について、また、うなばら荘の今後の展望についてお尋ねします。

地方創生、地方創生と日本国中で騒がれたのが3年前の平成27年でした。国の政策の柱として始まった地方創生でしたが、最近ではその言葉さえほとんど聞かれなくなりました。上から目線で、人口増などの効果が見える企画を持ってきなさい、そうすれば予算をつけてあげますよという構えだったこともあったのでしょうか。この政策が始まった発端は、このまま人口減少が進むと896の自治体が消滅しかねないという小学生の算数のような地方消滅論の発言によって、国内に激震が走ったことによるものと記憶しています。日吉津村でも、平成27年9月に地方創生総合戦略としてスタートしました。キャッチフレーズは「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！～待機児童ゼロ～」、子育てを重視した人口をふやす施策です。新築住宅に対する借入金

利息助成制度や待機児童ゼロの戦略が功を奏したのか、確かに人口はふえました。人口がふえることは結構なことですが、それを持続可能なむらづくりにどう生かすかが今後問われてくる課題だと思っています。人口がふえた、年収も大きくなった、それでむらづくりは達成されたのかという、そうとは言えないのではないのでしょうか。

そういう状況の中で、3年間の努力のいかにもなく計画に進展が見られない項目があります。総合戦略4本柱の中の一つ、仕事づくりです。この仕事づくりの基本目標は雇用の創出で、農業については、今後の担い手の確保を通じ、農業の維持、推進を図るとあります。しかし、国の農業政策が本当に地方に適合しているのか、なかなか思うようにはならず、業績評価指数が去年もことしも低いままです。農業従事者の高齢化が進み、後継者不足、いわゆる担い手問題が問われ始めて長い月日がたちました。村でも、地域農業を将来にわたって持続可能なものにするために、具体的事業として、認定農業者、認定新規就農者をふやす計画を立てています。しかし、2つとも目標数が達成できていません。これは一体何が問題なのか。農業は日吉津村の主な産業の一つです。村長は、日吉津村の農業についてどのようなビジョンをお持ちなのかお尋ねします。

もう一つは、うなばら荘についてです。ここ数年、うなばら荘の維持のために日吉津村は毎年2,000万から3,000万円程度の赤字補填をしています。もちろんこのことを、簡単によい悪いと片づけることはできません。赤字は出ないにこしたことはありませんが、それは行政だけの責任でもなく、つまり赤字はうなばら荘の運営の方法にだけ唯一問題があるのではなく、日本経済全体の景気の低迷、個人消費の落ち込み、中小企業がどんどん倒産していくような現状の中の問題であると考えねばならないと思います。また、西部広域行政管理組合に対して、日吉津村議会として何らかの対策や要望を提出してきたのかどうかなども問われるところです。しかし、うなばら荘の実態が問題になるということは、解決に向かうということでもあり、そのための努力が尽くされる時期が来たということでもあります。これまでの議論や改善努力の方向は、赤字の額をどう減らすかという、運営努力の方向を模索するところがありました。もちろんその問題は追求せねばなりません。もう一つ、別の角度から考える必要があるのではないのでしょうか。一つには、日吉津村議会として問題を西部広域行政管理組合議会に持ち込んで、善後策を指定管理者であるうなばら福祉事業団と共同して考えていく方策です。これは、ぜひやらなければならないと思います。5年間という約束の指定管理の期限は、2019年度、つまり2020年3月までであります。その間は当然経営を維持していかなければなりませんし、その後どうするのかについても今から考えねばならないと思います。理事長である村長のお考えをお尋ねします。

なお、答弁によりましては、再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、地方創生で農業を持続可能にという質問をいただいております。農業の担い手確保に向けての村当局の将来ビジョンをとということで求められておるとのことだと思っておりますけども、初めに、地方創生で農業を持続可能にという質問についてお答えをいたしますと、まず、認定新規就農者が生み出せない問題について申し上げますと、新規就農者や既存農業者の後継者がふえていない一つの理由として、収入が不安定、不明確であることと、初期投資にまとまった資金が必要であることなどであります。これらについては、認定新規就農者になれば、農業次世代人材投資事業や就農条件整備事業等の補助金を活用することができますことから、補助事業が利用できる5年の間で自立可能な農業経営が可能となるよう支援をしております。しかしながら、その前段として、青年層にとって、農業を仕事として本気でやりたいと思うには、補助環境が現状では不十分であることも理由であると考えております。これらの理由から認定新規就農者がふえないため、地方創生総合戦略力の評価につながっていないと考えております。村外からの農業参入者も近年出てまいりましたが、多様な担い手の育成確保に向けて新規就農者の確保が必要であり、今後も関係機関と連携しながら問題解決の施策について協議を進めてまいりますが、なかなか新規就農や担い手の育成を地方創生の5年間で積み上げたり、結果を出すというのはやっぱり難しいという気がしております。

続いて、村の将来ビジョンについてお答えをいたします。本村では農業経営基盤強化促進法に基づいて、基本構想を平成26年に定めております。この中で10年後に当たる平成35年に向けて、認定農業者や新規就農者や人・農地プランにおける中心経営体、またこれらの経営体への農地集積率等の具体的な目標を掲げており、その目標の達成に向け、現在は関係機関と連携しながら、担い手への支援や農地の集積を進めておる状況であります。また、持続可能な農業を進めていくために、諸般の報告でも申し上げましたように、農地の未来を語る会をそれぞれの集落で開催をしたところであります。そこで農家の皆様が日ごろから感じておられることやこれからの不安なことなど、忌憚のない御意見を頂戴いたしました。その会の中で、新規就農者の確保はもちろん、圃場や水路、農道の補修、改良等、さまざまな課題が山積しているということは、行政を初め、農家の皆様の多くが感じていらっしゃることでございます。今後は皆様からいただきました御意見やアンケートを集計し、これらの課題をどのような方法で解消し、持続可能な農業を行っていくのか、引き続き農家の皆様と話し合いを重ねていきながら方向性を定めてまいりたいというふうに考えておるところでありますけれども。

農地の未来を語る会に出席をしてみて、農家の皆さんが一人で、自分のうちの農業はどげするのかなということでは、懸念をしていらっしゃる、後継ぎがすることはないというような思いもあります。農業をやって、どこまで収入があるのかという、そんなところも皆目検討がつかんというようなことがあって、この農地の未来を語る会で提案してみて、自分のこととして捉えてはいらっしゃいますけれども、じゃあ、どげしましょうか、どげがいいでしょうかという意見は出てきませんので、農家一人の将来を考えるというのが、これまで土台であったのかな、ベースだったのかなという気がします。そうすると、やっぱりそこには限界が来ますので、今答えができないということだと思います。そんな議論をする土壌をつくりながら、地域として、一定のまとまりをどこまで広げていくかということはありませんけれども、地域として農業を考える、それは基盤整備を考える、担い手を考える、つくり手を考える、そんなところに議論を展開をしていかないと、今のままの、平成26年の農業経営基盤強化促進法に基づいた基本構想では、理想的にはそういうことができるんでしょうけれども、理想はそうなんでしょうけれども、じゃあ、そこに至るためにどんな議論をしていくのかということがまだまだ不十分かなと。まあ、わしが今勤めましょうし、まあそうは10年はできいけんいいがんというところでとまってしまっておられるのではないかという気がしています。農地の資産価値を考えていらっしゃる方もあるかもしれませんが、それは可能性としては非常に小さくなってきておりますので、そのところをまず払拭しておいて、じゃあ、この農地を荒らさずに、持続可能なことにするためにはどげがいいのかなという議論を、本当のところせんと、そのする役は行政がしていかないとなかなか進んだらうなという気がしておりますので、将来ビジョンということで求められておりますけれども、この農地の未来を語る会をきっかけに、何らかの形で次の、10年先、20年先を農地として持続できるようにしておかないけん。それは農家の皆さんが一人一人が持っていращる土地であったり、所有権がついてますけれども、ひょっとしたら自分が農地を使うことではなしに、担い手はその農地を使うために整備しなければならないと。自分の土地だけでも、自分が使わんけれども、農地を整備せないけんということがあられるかもしれません。そこまで覚悟もしてもらって、農地を整備したり、担い手をつくり出さんと、ちょっとえらいかなという気がして、そこまで踏み込んだことを議論をしていく必要があるというふうに思っております。

村当局の将来ビジョンを聞くということでもありますけれども、担い手確保に向けてということですが、農地の持続性や担い手の確保ということでは、国の方向で言えば、農地の集積率を8割とか85%に上げというような話ですので、農地の、100人いらっしゃれば、85人はもう貸しに出されるということにならんといけん、極論で言うと。そうするとうちげは200の農家が

ありますので、30人も残ればあとができるという理屈ですので、それとても理解得るのは大変ですけれども、そんな観点で取り組みを進めていかんと打開策がないというふうに思っています。十分な答えになりませんが、そんなことで取り組みを進めていかんと無理かなという気がしてきます。

地方創生は、27年9月にスタートして5年間ということですので、ことしも含めてあと2年ということですが、それは達成は到底できませんので。ただ、国の農林サイドそのものも土地改良法を改正したりしていらっしゃいますので、それは5年ということではなしに、もっと時間をかけて議論をしていく可能性を残していただきましたので、そんなことでやっていく必要があるというふうに思っています。不十分ではありますが、地方創生で農業を持続可能にということでは、やっぱりうちげの農地を原点に戻って、もう一度考え直していくということかなというふうに思っています。今、自分なりの農業をしていらっしゃる方は、当然それはそれでいいんですけども、でも、自分のところの10年先、20年先どげ考えるか。特に年金支給と退職年齢がどうも70まで引き上がりそうですので、後継者が70になって家に帰って農業ができるかっていうと、60のときの農業と70になって帰って農業では、これは10年はそりゃ埋めがたいもんがあるなというふうに思っていますので、そんなところを基準に置きながら物事を考えていかないけんのかなというふうに思っています。

次に、うなばら荘経営の展望ということですが、赤字補填を少なくする対策や、指定管理の終わる2020年に向けて、何らかの方策を考えなければならない時期に来ておるということで、前向きの所信はということですが。午前中の三島議員の質問でもお答えをしたところでもありますけども、今年度5月の飛び石連休の不振もありました。類いまれなる猛暑による売り上げが伸び悩んだ、厨房等の改修を行いある程度維持はしたものの、現時点では昨年と同程度の経営収支だということですが、市町村共済組合の利用も災害の影響があるということで、共済組合の職員が被災地に直接応援に出向いていったというようなことがあって、キャンセルも出たというようなこともあります。11月からは忘年会シーズンに向け予約も入っております。今後の売り上げ増が期待できるということであり、うなばら荘の大規模改修もほぼ終わったということで、来年度以降は改めて接客や料理など、サービスの向上に努めるとともに、経営改善を図っていきたいというふうに考えております。

現在の指定管理については、議員御指摘のとおり、平成27年度から31年度までの5年間となっております。27年度以降、うなばら荘のあり方については、24年に西部広域行政管理組合に設置されましたうなばら荘のあり方検討会で検討されまして、27年以降、36年度までの

10年間について、うなばら荘を老人休養施設として継続していくべきとの結論が出されております。また、運営方法も引き続き指定管理者制度によるものとされたため、平成32年度以降の指定管理については、あり方検討会の結果を踏まえ、西部広域で検討されるものであります。検討会では施設運営の継続に当たっても、サービスの向上や経営改善などの解決策を講じるようになっておりますので、西部広域行政管理組合とうなばら福祉事業団と一緒に考え、赤字の解消に向け、鋭意努力をする所存であります。午前中の質問でもありましたけれども、指定管理そのものの、31年度に5年間分が終了するというところでありますので、午前中の議論では指定管理料の話が出ましたけれども、やっぱりその指定のあり方について、うちのうなばら福祉事業団の実態をしっかりと理解していただくことが必要でないかというふうに考えておるところでありますので、そのようなことを申し上げて、うなばら荘経営の展望はということでの河中議員の質問のお答えとして、地方創生で農業を持続可能にするという質問とあわせて、一般質問の答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問を少しさせていただきます。

まず、農業についてです。先ほど村長がおっしゃいましたけど、地方創生で計画立てている5年では新規就農者っていうのは難しいんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、先ほどの答弁を聞いていますと、御苦労がにじみ出ているような答弁で、聞いているこちらにも胸に迫るものがありましたけれども、先ほどもおっしゃいましたけど、認定農業者にしても、認定新規就農者にしても、新しく新規につくり出そうとするとハードルが高いのではないかと思います。平成26年に作成された資料によりますと、ちょっと理想的だというふうには先ほどもおっしゃいましたけれども、認定農業者になるには年間農業所得、主たる従業者1人当たりがおおむね300万円。認定新規就農者になるには、就農5年後に達成すべき農業経営の指標として、年間農業所得、主たる従業者1人当たりおおむね240万となっています。ただでさえ農業離れが進んでいる現状ですので、本当に展望が持てるのでしょうか。また、村独自の支援策というのは考えられないのでしょうか、その点はいかがでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） いわゆる農事組合法人で、従業者に240万円を払うという金額は非常に優秀な農業経営体でも非常に厳しい数字のようです。どこかでお答えをしたかもしれませんが、新規就農の、それを助成する県の補助金は5年間で各年度ごとに150万ずつの支援があ

りますので、それを我が村でも、今まで3件支給をして、今現実には1人いらっしゃるということですので、そんな助成が受けられるということです。新規就農される方でも、いわゆる親元就農の方もあります。親元就農の方はそれなりに設備をお持ちだということですし、全くの新規就農が村内にもいらっしゃいますし、それから村外からも来ていらっしゃる方、これは新規就農になってませんけども、村外からも来ていらっしゃる方もいらっしゃるということでございまして、どんな形で補助をするのかということをお考えたときに、じゃあ、この方にはこんな手伝いをしようというところが、まだまだうちの中では絞り込みができずにおるとというのが実態だと思っております。それは今の県の新規就農の助成金もありますし、さらには認定農業者には、新たな生産体系をつくったり、生産面積を伸ばされるときには機械設備等の補助事業があるわけですので、それには村も裏打ちをしてお手伝いをしますので、当面はそんなところがありますけども、これはある程度確立をされて、可能性の高い方が助成を受けられる状態になっております。例えば去年の大型コンバインを導入された方は、一つの一定の土台や経営規模がありますので、そんな経営計画が立てられたと思えますけれども、全く新たにしようと思うと、なかなかその辺の機械設備等の導入の計画が非常に難しいなというふうに思っておりますので、どんな形でそんな手伝いができるのかなというところでは、今のところ村としてはまだまだ方策が見え切れないと、見えないというふうに感じております。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） よくわかりました。現在の日吉津村の農業従事者の平均年齢は、多分およそ70歳ぐらいではないでしょうか。人数が140人、これは村内就業者1,800人弱に対して1割にもなりません。いかに農業離れが進んでいるかということは、こういう数字を見ても本当によくわかります。そこで考えますのは、村外から、特に大都会で農業に関心を持っている若い健康な人に対して、自然環境はよい、災害は少ない、何をするにも遠方まで走らなくてもよい、移住すれば好条件が待っている、そういうところで農業をやりませんかと呼びかけて一本釣りするなどというようなことは、言うはやすし行うはかたしでしょうか、いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 河中議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおりで、大変に難しい問題ではあるとは思いますが、現在、鳥取県におきましては、人材育成センターの役割を果たしておりますのが、鳥取県農業農村担い手育成機構というところが受け持っておるわけなんですけれども、そういったような機関なり、あるいは鳥取西部農協、普及所、そういったようなところと連携を図りながら、新たな人材の掘り起こしといたしますか、

そういったような窓口、村のほうで直接来られるっていうのはなかなかないんですけども、そういったような県の機関であるとか、担い手育成機構であるとか、そういったような機関を通じて問い合わせはいただいておりますので、実際に面談して、そういったような栽培を希望されておるかというような聞き取りをさせていただいたというような個別の事案もありますけれども、なかなかこちらのほうから打って出て一本釣りっていうようなところまでは、ちょっと実際には行ってないような状況です。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） これはマスコミといいますか、テレビのニュースで見たことを例に挙げてるんですけども、全国的に見ますと、そういうふうな一生懸命になっていらっしゃる自治体でその試みが成功しているケースは幾らかはあります。私は以前から人口増対策につきましては、限界集落など人口の減少が進む近隣の市町村から人を引き抜いてくるのではなく、関東、関西方面の大都会から、ホームページなどを駆使して人を転入させる、そういう地方創生の人口増施策が必要だと提唱してまいりました。地方創生総合戦略の広域連携事業の中にも、移住定住施策として圏域市町村の魅力を全国に発信し、圏域の認知度の向上を図るとあります。以前に見たところによりますと、電通さんが作成されたようですけども、日吉津村はアスパルとか、もう一つ新鮮市場のVTRが出てましたけれども、また新しいことをつくられることもあろうかと思えます。こういうところで村の農業施策をPRする。圏域内で、西部圏域っていうのは農業多いですから、そういうところで西部圏域内でこういう農業ができますよということを全国発信していったらどうかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 西部広域の大きな範囲でということだと思いますけれども、現在そういったような、広域的に各自治体が連携をとりながらっていうような取り組みはないのかなというふうに思っております。農協のほうなり、そういったようなところでは西部広域で事業をされて、特産物、ネギであるとかブロッコリーであるとか、そういったようなものについての販売について、いろいろと事業をして取り組んでおられますけれども、そういったような中で行政が補助の何割部分かを持たせてもらって、特産化についての助成をするというような取り組みはありますけれども、それも主体的には農協なりがやとられるという事業ですので、なかなか行政主体で西部地域、連携を図りながらっていう、ちょっとそういったような発想は今までなかったのかなというふうに思っております。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 発想はないというのはわかりますが、先ほど申しましたけども、以前に全部の町村のいろんなVTRがほとんど冬の撮影でしたから、雪ばかりどの市町村も出てきてましたけど、その第2弾なんていうのはつくられないんですか。どうでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

先ほど言われたのは西部地域の振興協議会でやってます広域連携のだと思いますけども、来年度ですかね、来年度もまた新たに、ちょっと今までと違ったパンフレット、チラシをつくったり、また新たなことをやっていきますので、今回そういう農業関係ということが出ましたので、また西部地域振興協議会のときに、そういうものがどういう形で出させるか、そういうところはちょっと検討してみたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひお願いします。VTRの効果っていいものは非常に大きいですから、西部の自治体の方たちと話し合って、そういうようなことをおやりになったらいいと思います。

それから、農業についても一つあります。忘れてならないのは小規模農家の方たちです。北海道のように広大な大地でものづくりというわけにはならない日吉津村農業の事情がございます。しかし、その方々の頑張りがあってこそ、田んぼや畑は保たれている、私はありがたいと思っています。山林もそうですけれども、田んぼや畑が元気であることは、土壌がふえ、大雨で洪水のおそれがあるときなど、田畑がスポンジの働きをして水を吸い込み、洪水の被害から地域や家屋を守る働きをすると昔から言われています。田んぼはダムであると言われるゆえんです。この農業がもたらす公益的機能も、日吉津村にとって重要なファクターだと私は思っています。そういう意味からも、ぜひ農業を持続可能にしていく必要があると思うのです。これを継続的に取り組んでいただきたいと思います。一言お考えをお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この議会では、諸般の報告も含めて農業について申し上げましたが、言ってみれば小規模農家が中心の農業であります。どちらかといえば大規模で経営拡大をするような農業には向いていない土壌、いわゆる圃場条件等で今、今日があるというふうに思っております。そういう意味では、比較的短期間で換金できる葉物の野菜などが経営収支としても栽培としてもやりやすいというようなことがあって、今その辺がうちの中心になっておると思っています。ブロッコリーなりネギなりが中心になっておると。それから、表作で水田があるということであ

りますけれども、それは水田は大規模の機械化でどっとやるという農業ですし、ネギやブロッコリーはなかなか機械化が難しいと、手作業の部分が多いということですので、水稻のように面積をどこまでも広げられるかということ、そうもいかないというところがありますので、それらをどんなふうに経営計画の中に取り組んでやるのかと。例えば巖のほうの箕蚊屋の大規模の農業を、水稻を中心にやっていらっしゃる方も、米だけでは経営としては従業員を使っても、先ほどの240万がなかなか払うのは大変だということで、そこには表作が米で、裏作がネギだというような方もあるわけで、そうやって経営収支を合理化させていらっしゃるということで、それはかなりの規模でありますけれども、そうはいても、それで従業員を養っておるというような形をつくり上げていらっしゃいますので、大きくするということと、小さく小規模農家の中で葉物野菜をつくっていかれるという、それぞれの経営が成り立つとは思いませんけれども、それが複合的に、それぞれの農家の能力に応じて、それで農業経営が成り立つというわけではありませんけれども、それぞれの立場で一定の利益を出される、収入を得られるような形の小規模農家も当然ある中での合理化をしていくという組み立てにしていかなければ、このたびの集落での意見の中にも、そういう意見が出ていましたので、ただ一方的に、大きく大きくということではないよと。50アールあればいいという話ではない。ブロッコリーつくるときには50メートルの消毒ホースが最大限の長さだと。それ以上大きな田んぼになったら、ブロッコリーの消毒はできませんと。50メートルということは、1辺が50メートルで、片方が40メートルということになると、200アールのくぼになりますので、ブロッコリーをつくるときはその辺までが限界だなということもありましたので、やっぱりそんなことも考えながら、それがブロッコリーをつくられる、またその合間には米もそこでつくられるということも考えなければならぬといけません。米は50アールの水田でつくる、ブロッコリーは20アールの水田でつくる。その水田を共用して使えるようにしなければならないなというふうに思っております。そのようなことかなというふうな、そのようなことの組み立てで、これからの我が村の農業を持続可能なものにしていくということの議論が必要であるというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） お考え、計画、よくわかりました。ぜひ公益的機能ということの頭に入れながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。私はいつも歩いておりますけれども、遠く大山をバックに青々と広がる日吉津村の田園風景を見ますと、本当にすがすがしくて、農家の皆さんの御苦勞に感謝したい気持ちになります。担い手不足につきましては、これからも引き続き取り組んでいかねばなりません。荒廃地などについては、地権者の方も自分の土地の耕作

者として最低限のことはやっていただきたいなというふうに思います。

次に、うなばら荘についてです。先ほど村長答弁にありました、5月のこと、猛暑、それから厨房の改修、災害等の共済の利用が少ないという事情で、経営は今のところ思わしくないという現状は理解します。ある意味それはやむを得ないことだと思います。私がきょう申し上げたかったのは、これまでのように経営努力が足りないのではないかという質問ではなく、うなばら荘の経営改善努力はし尽くされたとは思いませんけれども、現状でこの程度の赤字は覚悟しなければならないとしたら、管理人や従業員に対して、いかに改善を求めても限界があるのではないかということです。格別の景気回復が見られない限り、今後しばらくはこの状態は続くと思わなければなりません。ということは、先ほども前にちょっと申しましたけど、別の対策を考えざるを得ないのではないかと思います。結論から申しますと、私は経営状態が悪いからという理由でうなばら荘経営をやめるわけにはいかないと思います。

では、どうすればよいのか。それにはまず、午前中にもありましたけれども、2,500万の施設使用料の軽減を図ることも一つではないかなと思います。西部広域行政管理組合に継続的に申し入れる。それには議会も一緒になって行動を起こすことも必要ではないかと思います。ただ、私が考えます、この2,500万が赤字の金額に似ているから減額を求めてほしいというわけではありません。私はその考えではありませんで、うなばら荘が老人福祉施設、それから福利厚生を目的とした西部広域のものであるというならば、運営以外の問題は広域全市町村もかかわるべきではないかなと思うから、申し上げました。先ほど村長が、現時点では構成メンバーの中では無理だと思ふようなことをおっしゃいましたけれども、筋論としては通るところもあるんじゃないかと思ひまして、そういう物言いは続けていかないといけないと思いますが、それすらできないでしょうか、いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） おっしゃるとおりであります。老人福祉施設ということでスタートしましたけれども、いわゆる法人改革などもあって、指定管理制度ができ上がって、そこでは経営収支一辺倒の話になってきましたので、本来の老人福祉施設ということでの位置づけが薄れてきたというところでありまして、経営状況が思わしくなくなったと、思うようにいかなかったという最大の原因は、言い方は不適切ですけども、構成団体の公の利用が全くなくなったということが言えると思います。公で利用していただいておりますけれども、全て個人負担の利用になりますので、公の団体といえども、全て個人負担の懇親会になっておりますので、そのところが行革あたりで変わってきたというのが、一つのうなばら荘の利用が沈み込んできた理由だという

ふうになってます。そのことがどちらかといえば往々にして忘れ去られておるといふふうには私は見ております。全市町村が老人福祉施設としてつくったという前提がありますので、そのことを、当然のことではありますけれども、もう日吉津に任しちょうけんええがんという風潮がなきにしもあらずということがありますので、改めてそれはうなばら荘のあり方検討会を通じて発信をしていきたいといふふうに思いますし、その発信の仕方が、いわゆる広域行政の議会の中で意見として持ち上げられるような形に仕向ける努力をしまいたいといふふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひお互いにそういう方向で進めていけたらと思います。先ほど村長のほうから、うなばら荘の改善につけて、広域行政で月1回の改善に向けた会議をしている、あるいは3カ月ごとに公認会計士さんによる指導も受けているといふふうな報告がございました。それは本当に必要なことですので、これからも続けていただきたいと思っておりますけれども、やはりそれなりにさらなる経営努力っていうのは必要だと思います。

これは一つのアドバイスとして聞いていただきたいんですけども、この業界は営業の力が一番であると、その道のプロはおっしゃいます。例えば料理をセット物にしないで、メイン料理の中身をお客に選ばせる。例えばお肉にしますか、お魚にしますかといふふうに。全ての料理じゃなくてもいいけど、そういうふうを選ぶ料理があるというのはお客様に大変喜ばれるそうです。そして、安くておいしいうなばら荘ということを口コミで宣伝する。もう宣伝はチラシというより、口コミに限るとおっしゃっていました。それはその人たちが実際に経験して味わっているから、だから強いんだということで、私も口コミっていうのは本当に大事なことだと思います。もう一つは、例えば2,000円の料金設定で釣り船を借り上げて、釣りを楽しんでいただく。そして、釣れた魚はその日の料理として食べていただく、これはとても人気が出るそうです。海に出ることですので、いろんな保険のこととかあるかとは思いますが、やっぱり海に面しているし、日本海の魚はおいしいから、こういうことをやっているところはたくさんありますよといふふうにご教授いただきました。お客様を喜ばせる、そのことがひいてはリピーターを含め、お客様がふえることにつながるという、そういう経営のあり方についても考えていく必要があると思うんです。赤字、赤字ということではなく、どうやってお客様に喜んでいただく、それがうなばら荘だといふふうな考え方が必要ではないかと。その方が最後におっしゃったのは、経営はシビアなものであると、そういうふうにおっしゃっていました。うなばら福祉事業団の理事長であります村長の胸のうちには、もうある程度固められた思いがあるとは思いますが、最後に一言お願いしま

す。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ありがとうございます。大変大きな御示唆をいただいたというふうに思っておりますので、このことを従業員一同、肝に銘じて、さらに努力を重ねていきたいというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 農業にしましても、うなばら荘にしましても、私たち村民共通の問題であるということを改めて再認識いたしまして、一步でもよい方向に向かうように、行政、議会、村民とともに努力していきたいと思っております。終わります。

○村長（石 操君） 議長さん、5分休憩くださいませんか。

○議長（山路 有君） そうしますと5分休憩をいたします。11時55分までです。

午後1時50分休憩

午後1時55分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。本日の最終質問者となりましたけども、村長には長時間おつき合いいただくこととなります。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、3点質問させていただきたいと思っております。まず、第1点が、合同点検の実施結果と対応についてというのが1点目でございます。さきの9月議会で、国の関係閣僚会議が示された登下校の防犯プランへの対応状況について質問させていただきました。これはまだこれから各自治体のほうで推進されるという予定のものでございましたけども、御案内のとおり、新潟市内で小2の児童が被害に遭う殺人事件が発生し、再発防止のためにぜひ対策をとっていかねばならないということで、国の関係閣僚会議が開催され、それをもって発出されたというものであります。全自治体に対し発出されたものと理解しております。その当時、まだ9月議会でしたので、9月末までに現地のほうに赴いて、それぞれの通学路に赴いて点検を実施することや、あるいは子供安全条例の制定が必要ないんだろうかということについて質問しましたところが、この点検の実施後に判断するという答弁をいただいていたところであります。

そこで、次の3点について質問させていただきたいと思います。点検を実施された、合同点検に参加された者の構成はどういうことだったのでしょうか。あるいは2点目が、合同点検を実施されて、何か判明してきたことは何かありますでしょうか。あるいはその判明結果などから、今後実施が必要な事項は何かあると判断されたのでしょうか、どうでしょうか。また、子供安全条例の必要性の判断については、どのようになされたのでしょうか。以上、細かい3点についてお聞きしたいと思います。

2点目の大きな質問が、見直しされたコミュニティ支援についてお聞きしたいと思います。これも村長は、さきの9月定例会の諸般の報告、議会の冒頭でございますが、なさりました諸般の報告の中で、現在自治会に対するコミュニティ支援の見直しを行っているということについて説明をされました。その後、9月2日日曜日でありましたけど、ヴィレステホールのほうで、持続可能な地域総合研究所の所長の藤山浩さんの講演がございましたし、また、その後は、ひえづ地域支え合いフォーラムということで、先般、11月23日ございましたが、さわやか福祉財団の高橋望さんが参られて講演をなさり、またその中で、日吉津村内の、このような活動を現在推進しておられるところからの発表もあったところであります。

9月議会で、現在、課長会議で、その支援のあり方について検討し、10月からは全自治会に職員を派遣するというところでございました。多分時期的に言えば、現在推進中真ただ中と思いますが、現在までの推進状況はどうでしょうか。これが第1点でございます。第2点が、今までの支援とどこがどう変わってくるのか。と申しますのは、コミュニティ支援ということで、毎年各自治会で行政のほうを実施されております行政懇談会でも小冊子を出されまして、その中でコミュニティ支援というのが村長のほうから御説明があったと思いますけども、そのあたりとやはり違ってきとるのでしょうか。今までの支援とどこがどう変わってきてるのでしょうか。それから、3点目でございますけれども、各自治会に対する村長からのメッセージは、これについて何かなさったのでしょうか、どうでしょうか。それから、4点目が、今後の課題と職員への徹底状況はどのように考えておられますでしょうか。以上、4点について質問をさせていただきたいと思います。

大きな3点目が、環境保全対策見直しの必要性についてであります。見直しの必要性はないのかどうかという質問であります。御案内のとおり、ごみの不法投棄など、人の不法行為に対応する対策、また台風、大雨、大雪など、自然災害に起因するごみの発生など、環境保全上、ともに迅速、または効果的な対策、効果的な対応が求められる事案が多くなっております。平成23年に人為的なごみのポイ捨てにつきましては、平成23年に村の環境基本条例、また平成25年に

はばい捨て等禁止条例が公布、施行となっているところであります。その後、村内におけるポイ捨てごみは減少しておりますでしょうか、どうでしょうか。また、たび重なる大型台風の来襲によって海岸に打ち寄せられた大量の漂着ごみは、漂着したままであります。まだそのままであります。今回補正予算のほうで上がってきておりましたので、対応していただいておりますのはよくわかりましたが、もっと早くできないだろうかという気持ちがございます。そういうことで、次の4点についてお聞きしたいと思います。

不法投棄ごみを減らす手だては、あるのでしょうか、どうでしょうか。先般も議会の、各自治会との懇談会に出席して、やはりまたごみがふえとりゃせんかという、素朴なそういうような意見が出ておりました。やはり、私もふえておるんじゃないだろうかという気がいたしております。不法投棄ごみを減らす手だてはあるのだろうか、どうだろうか。それから2点目が、とりわけポイ捨て条例のほうなんですけど、改正の必要性はないだろうか、どうだろうかという点が2点目でございます。それから、いわゆる自然災害に伴うごみでは、漂着ごみの処理予定は今後どのようになっていますでしょうか。補正予算が出ておりますので、再度の御説明になろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。それから4点目が迅速な処理に向かった今後の方策等についてお伺ひしたいと思います。

以上、4点、大きく言いまして3点、細かく分けるとそれぞれ3点、4点、4点、という構成になっています。答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

3項目ございまして、1点目の合同点検の実施、結果と対応はという質問につきましては、答弁者に教育長を求めていらっしゃるということでもありますので、後ほど教育長をもって答弁をいたします。それで、私のほうからは、まずは、見直したコミュニティ支援はということでお答えをしております。

まず、この見直したコミュニティ支援の現在までの進捗状況ということでお尋ねをいただいております。諸般の報告でも申し上げたとおりでありますけども、4月と6月の自治連合会においてコミュニティの中心的存在でございます、自治会長さんに取り組みの趣旨、計画を提案させていただくとともに、職員の共通認識を図るための研修や講演会を行ってまいりました。10月に入ってから各自治会との調整を行って、11月2日の海川自治会を皮切りに、現在、4自治会、海川、樽屋、下口、上2へ出かけさせていただき、支援への第一歩を始めたところであります。その他の自治会についても、現在調整を行っておるというところであります。今吉は10月に日

程調整の話をしたようなところでもあります。取り組みを始めたというところでもあります。全部ではありませんけども、まだ全部に至っていないということで、引き続き理解を求めて進めていきたいというふうに思います。

次に、今までの支援とどこがどう変わってくるのかということですが、これまでの支援はコミュニティ計画、防災マニュアルを中心とした支援としておりましたけれども、少子高齢化が問題となってきております今日、これまで行ってきたことの見直しや、我が事として住民一人一人が地域のことに目を向けるなど、コミュニティのさらなる強化につながる支援へとつなげていく考えであります。

次に、各自治会に対する村長からのメッセージはということですが、地域コミュニティとは、地域の誰もが安心して暮らせる元気な村をつくる、そういった共通の認識を持って、地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まりのこととされております。少子高齢化を初め、価値観やライフスタイルの多様化などの影響を受けつつある昨今ですが、住みなれたこの村でいつまでも生き生きと生活したいと誰もが願う思いが実現できるよう、住民と行政が役割分担し、連携、協力し合いながら取り組む、自助、共助の関係のもと、一人一人が地域とつながり、ともに支え合える日吉津村を目指して継続的に取り組みながら、コミュニティの充実が図れるよう支援を行っていきたいというふうに思います。

平成15年に市町村合併の単独選択をして、16年からコミュニティ支援ということをしてまいりましたけれども、やっぱりここにきてみますと、15年たってさらに高齢化が一段と進んできたということから、15年前の課題からさらにその課題が、いわゆる自助、共助ということでは、かなり深刻になってきたというふうな受けとめ方をしておりますので、さらに横の連携や自治会内の中で、共助ができるような体制をつくり上げていくことが、必要ではないのかなというふうに感じて、これからの機会あるごとに村民からのメッセージとしては伝えていく必要があるかな。やっぱり繰り返し繰り返しやっていく必要があるというふうに考えておるところであります。

次に、行政サイドの今後の課題と職員への徹底状況はということですが、先ほども申し上げたとおり、住民と行政が互いに協力、連携を図り、現状に即したコミュニティづくりが改めて必要と考え、行政と地域をつなぐパイプ役として各自治会の課題抽出、解決策検討などの取り組みをサポートする支援スタッフを配置し、取り組みを始めたばかりでありますので、まずは各自治会における課題の掘り起こしが重要であると考えております。職員への徹底ということでは、その都度自治会ごとの情報提供、情報共有を行うとともに研修等を重ねながら、職員の認

識を深めつつ、コミュニティ支援についての職員同士の共通認識を図り、よりよい支援につながるよう努めるよう徹底をするということでもあります。これは、いわゆる地域に住まいする役場の職員は改めていうことではないという話だと思ってます。役場の職員だという肩書をとれば、その地域の1人の住民でありますので、じゃあ住民としてどう立ち居振る舞いを、どんなことを立ち居振る舞いをすればいいのかということを考えれば、そんなにそんなに難しいことではない。ただ役場の肩書があるということで負担を感じている職員もあるかもしれませんが、そういうことではなし、肩書をとってその地域の中で地域の1人として、住民生活を過ごしていき、いくためにはどうすればいいのかということを考えれば、おのずとコミュニティの中でその役割を果たすことができたり、住民として、1人の住民として役割も果たすことができるのではないかというふうに考えておりますので、私として職員にメッセージを送るとするなら、1人の住民として物事を判断し、そこで生活し続けるためにはどうすればいいのかを考えればいいということメッセージとしては発信すべきだというふうに思っています。

次に、環境保全対策の見直しの必要性はということでお答えをしておりますと、不法投棄ごみを減らす手だてはあるのかということでもあります。日ごろから村民の皆さんや村内外事業者、また自主的な女性の会や日赤奉仕団、クリーンパークを守る会などの各種団体により、環境美化活動の取り組みについて積極的にかかわっていただいておりますことに感謝をし、お礼を申し上げる次第であります。これだけの団体が数多くの団体が、他地域の海岸線でそんな活動がされておるかということ考えると、多少のことはあってもこれだけの数の皆さんが、我が村の海岸に携わっていただいておりますということでは、非常に多い、多くの皆さんに携わっていただいておりますということでお礼を申し上げる次第であります。さらに、定期的な清掃活動や年2回の海岸クリーン作戦によって、ごみの量は減ってきており、海岸沿いにはポイ捨て禁止の看板の設置を行い、ごみを捨てない環境づくりに取り組んでおります。また、夏のマナーアップ作戦では、村内の大規模商業施設で、村外から日吉津村に来られた人に対しても、チラシを配布してごみのポイ捨て禁止の取り組みを周知いたしております。このような地域全体で継続した取り組みを行うことが重要と考えておりますし、不法投棄、ごみを減らす手だてとしては、決め手はありませんけれども、村民の皆さんの自主的な活動や啓発活動、これを繰り返し繰り返しやっていくことが今の段階ではこれ以外の手法が考えられないということでもありますので、これを繰り返ししていく必要があるというふうに思っています。

次に、条例、とりわけ、ポイ捨て禁止条例改正の必要はということではありますが、日吉津村ごみのポイ捨て等禁止条例については、村、村民とコミュニティ、事業者と土地所有者等の責務に

ついて明文化したものでございます。今後も条例の周知に努めていくことが重要であるというふうに考えるところでありまして、現在のところ、改正についての検討は行っておりませんが、さっきの減らす手だてはあるかということでございますが、これも共通してやっぱり繰り返し繰り返し啓発をしていくことが大切かなというふうに思いますし、その大きな役割を担っていただいておりますのも住民の皆さんやそれぞれの団体であるというふうに考えておりますので、引き続き御理解をいただきますようお願いをし、行政としてもしっかりその啓発に努めていきたいというふうに考えております。

次に、漂着ごみの処理予定はということで、近年の集中豪雨や台風などの被害により、河川から海へ流れ出た流木や家庭ごみ等が、海岸に漂着する量が年々増加しております。去年の倍だという見込みであります。本年も7月の豪雨と9月の台風により大量の漂着物が海岸に打ち上げられています。やっぱり量がふえたというのは、午前中の質問でもお答えをしましたが、河川敷が流されるようなことがありましたので、やっぱりそれだけ水量が多かったかなということだと思っておりますので、大量のごみが出たということだと思っております。これらの海岸漂着物の処理は海岸の管理主体であります鳥取県が実施主体となって、県の維持管理課とおおよその処分量の見込みや処分実施時期について、協議を重ねておるところであります。実施時期としましては年明けの1月中旬から開始予定ということでありますので、県がこの周辺の海岸線の海岸区域をずっと持っていらっしゃいますので、その作業日程に合わせてやるということですので、この時期になるということと、7月から10月までの台風の時期には、すぐさまかかることができなかつた、台風の時期を通り越してからやるということになると、こういう時期になってしまうということで、御理解をいただきたいと思っております。

そういうことで、迅速な処理に向けた今後の方策はということでありますが、そのようなことで県が処理をされてその処理後のものを、我が村は米子のクリーンセンターに持ち込んでそこで焼却費を払って焼却をしてもらうという段取りで、一連の完結、処理ということになりますので、そここのところにはどうしても、時間的に考えたときには、村民の皆さんから見れば、もっと早くできんのかなという御意見がごもっともかと思っておりますけれども、そんなところの処理にならざるを得んということだと思っておりますが、できるだけ早い処理に心がけてまいりたいというふうに考えております。

次に、冒頭申し上げましたように、1点目の合同点検の実施結果と対応については教育長のほうから答弁をさせていただいて、私からの井藤議員の質問に対する御答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員、確認ですけども、事前通告では1番目の答弁者は村長というふうになってますけども、教育長でよろしいですか。

○議員（8番 井藤 稔君） いいですよ。

○議長（山路 有君） いいです。

○議員（8番 井藤 稔君） 本当は、村長がよかったんだけど、いいです。教育長、お願いします。

○議長（山路 有君） 事前には村長ということで。確認して。

○議員（8番 井藤 稔君） それは私的に私、書いたもんです。

○議長（山路 有君） よろしいですね。

○議員（8番 井藤 稔君） いいです。結構です。

○議長（山路 有君） はい、わかりました。（「申しわけありません、村長と書いてありました、勘違いでした」と呼ぶ者あり）

井田教育長。

○教育長（井田 博之君） それでは、私のほうから井藤議員の一般質問にお答えいたします。3点ございました、大きく合同点検の実施結果についての御質問でございました。

3点ございましたが、最初の点検を実施した参加者の構成ということにつきましては、米子警察署生活安全課生活安全係の担当者。そして日吉津駐在所、そして日吉津小学校の教頭、さらには日吉津小学校PTA会長、役場建設産業課村道担当者、そして村教育委員会事務局の課長というメンバーで実施いたしました。

2点目の点検して判明してきたことについてでございます。今回の点検に関しましては、学校が設定した通学路から先、通学路以外の1人登下校区間を重点として点検するよう文部科学省のほうから通知がございました。日吉津村におきましては、その該当する1人下校区間がおおよそ4路線ございまして、そこを重点的に点検したところでございます。そのうちの1路線では、沿道に雑草が生えて、若干見通しの悪い箇所がありました。しかし、この箇所につきましては、今後の開発によりましてきれいに整地される計画があり、見通しがよくなるであろうという状況であることがわかりました。そして約500メートル程度の1人下校区間が2路線ございました。2路線とも沿道は耕作された農地であって、見通しはとてもよいのですが、周辺の民家からは若干距離がございまして、近いところからの見守りというのは余り期待できないという状況でございます。この2つの路線には電柱もなく、防犯灯の設置も困難な状況でございました。そこでこの路線につきましては、御家庭で御相談もいただきながら、1人区間の登下校ルートを、より

民家に近いところに変更していただくような対応も必要なのかなと感じたところでございます。

そして、3点目の御質問でございました、そういうことを踏まえて今後実施が必要な事項ということについてでございますが、現在も行っておりますが、まずは学校で児童に対しまして、登下校中の防犯、交通安全、自分で身を守るということについての指導を行ってきているところですが、特に日没が早くなる秋から冬のこの期間に関しまして、下校時間に配慮するよう学校を指導してきているところでございます。特に学校行事の放課後練習とか金管バンドや陸上練習など、特別指導の終了時間が遅くならないように配慮するよう指導しているところでございます。また通年行っておりますスポーツ少年団の活動でございますが、これは登下校ではなくて帰宅後の活動であるのですが、学校教育活動ではないのですが、帰宅時間や方法について、帰宅の方法について配慮するようスポーツ少年団の指導者をお願いしているところでございます。さらには、地域での見守り、登校中は見守り隊の皆さんにボランティアで見守りしていただいておりますが、地域での見守りは今後とも大切な課題だなというふうに考えておるところでございます。

そこで、最後の条例の制定についてでございますが、これに関しましては県及び県内の市、町等の動向を見定めながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしまして、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） それでは、再質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

順番は変わりますけども、合同点検の関係のほうから、教育長にお尋ねしたいと思います。先ほど、点検実施の際の合同点検に参加された者の構成という話いたしましたけども、放課後児童クラブ、いわゆる児童館の関係ですよね。この関係は、ほかのところからいろいろ通達類等も来ったんじゃないかと思っておりますけども、構成メンバーの中には、どうも今お聞きしたところではございませんでしたと思うんですけども、これはあれでしょうか、公安委員会のほうで把握しておられるから、あるいは公安委員会のほうでしておられるから、それでもって徹底できるという御判断だったんでしょうか、どうでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

この合同点検をする内訳の中で、放課後児童クラブ、このことの通学路についても、いろいろと記載がしてありまして、この記載の中で学校の通学路と異なる場合にはその者も入れて点検をする必要があるよと。学校敷地外、いわゆる学校とはかなり離れているようなところで、通う

道筋も違うよという場合には、その点検の中に入れなさいということですが、日吉津村の実態としましては、児童館はお迎えをしていただくというのが原則ですので、児童館に行っている児童がそこから1人で帰ると、同じ通学路であったとしても帰るということはありません。お迎えがありますので、この帰るときの路線としては、点検のメンバーには必要がないということで判断をしています。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 了解いたしました。帰るときには、下校時には、下校時って言ったらおかしいかもしれませんが、保護者の迎えがあるということで、支障ないということわかりました。

ところで、今申しましたのは、厚生労働省の子ども家庭課の子育て支援課長からの通達があるんですけども、これは見ておられますでしょうか、どうでしょうか。非常に参考なることが書いてあるもんでして、いわゆる市町村の行政のほうの対応、教育委員会のほうの対応ということになるかもしれませんが、本当に詳しいのが、私から見てもなかなか参考になる、これ目を通すだけでも随分参考になるなと思って見させていただいたんですけども、その点はどうか。見ておられるか、見ておられないかだけ、ちょっとお聞かせ願えたらと思いますけども。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えします。

合同の放課後下校プランということで、合同でつくられたものですが、教育委員会のほうには主に文部科学省からの通達のみを見ておりますので、その中に例として記載がされていたかもしれませんが、そのような子育て支援課長という名前で見えた記憶というのは今ございません。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 本当にいいことが書いてありますので、チェックリストということで、簡単に申し上げますと、市町村における点検項目ということで9項目ほどあったり、それから、放課後児童クラブ、これは先ほど保護者の方が一緒だということですので、差し当たりは必要ないかもしれませんが、保護者の方にも逆に言えば参考になる、非常に参考になることだと思いますので、これが31項目ぐらい記載ございますので、ちょっと確認しといて、あるいは見ておられるかもしれませんが、チェックリストということで表示になっとる書類でござい

ますので、見といていただいたらと思います。

そうしましたら、具体的に、差し当たり今後、何をやる必要があるかという部分については、一応、現状で説明やら点検されて危険箇所はおおむねクリアされとるという解釈でよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の御質問にお答えします。

各自治体ごとに登下校の状況が違ったりいろいろしますので、日吉津としてはどうか、どんな対応が必要かというふうを考える必要があるかというふうに思います。今、おっしゃったようにいろんな対応をして、現状からこれでいいのではないかというふうにはもちろん思っておりません。当然、子供たちの特に下校の安全に関しましては、これでいいということはないのかもしれませんが、そこで、当面新たに加えてやっていく必要があるなと思っておりますのは、先ほどの答弁の中でちらっと申し上げましたが、やはり地域の方々の見守りがとても大切であるということでございます。今、登校中にはある程度集団登校ではないのですが、ある程度固まって見える形で登校しておりますし、見守り隊の皆さんに見守っていただいているので、登校中はとても安心だなと思っております。下校に関して見守りがどうできるかということが課題だなというふうに思っていてまして、下校に関しましてはとても1年生の下校時間と6年生、上学年の、あるいは居残りで活動していた子供たちの下校時間となると非常に幅広い時間帯ということになりまして、見守りが難しいなというふうに感じているところでございます。

そこで、先ほど来、御紹介やこちらでも検討してきた中の登下校防犯プランの中での、大きな5つの視点で防犯プランが構成されておりますが、その中の4点目の多様な担い手による見守りの活性化という項目がございまして、その中で、ながら見守りという視点が示されております。ウォーキングなさっている方、犬の散歩なさっている方、家で玄関先で水やりなさっている方、あるいは宅配の自動車の運転手の方、郵便局の方、村内の事業所で村内で活動していらっしゃる方、いろんな方々に自分の活動をされながら、この時間帯は子供たちの動きを少し見守って、自分のお仕事や活動をしながら見守っていただけませんかというような啓発、お願いを何らかの形でしていくということは、必要かなというふうに思っていてまして、それはちょっと検討していきたいなというふうに、現時点そのことをちらっと考えて、検討していこうと考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。教育長のおっしゃるとおりでございます。

して、その部分をやはり強化したいということで関係閣僚会議が開催されたという経緯があるんじゃないかなと私も感じております。それで、要は当時書かれとったのがボランティアのいろいろな人がおっしゃるようにしながらということで作るわけですけども、高齢化、ボランティアが高齢化しとると、見守り活動するということがありますし、それからやはり共働きだから帰宅で家に入るまでは、共働きに出とられるのでなかなかみんな、例えば日吉津でいえば村外に出ておられる方のほうが多いということで、いわゆる安全面からいったらいわゆる空白地帯が生じはせんかということなどがやはり詰めていく点だないかということを書き物で示してあったように、私、記憶しております。それで、ならどうするんかということですけども、今、教育長おっしゃいましたように、ながら見守りっていいですか、総合的なやはり対策といいますか、総合的な視点で多角的な視点でやっぱり見ていくことが必要だという、さっき教育長がおっしゃったとおりでございますけど、そういうことですのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、こういう事件はやはりすぐ風化しちゃいます。本当に熱いうちというかにやはり対策をできる限りやってしまうと、そういうような流れをつくっていくということがぜひとも必要だというふうに思います。ですから、もう、新潟市の事件なんかですね、なんか言ってたら叱られますけども、本当にすぐ忘れ去られるんじゃないだろうかと、私もそういう不安感っていいですかね、そういうのがあるわけですし、またこれを生かせば本当に千載一遇のチャンスってということで、いい方向にそれこそ皆さんから、村民の多くの人からそういう視点でやはり見守りという活動をしていただけるいいチャンスじゃないかと思ひます。ひとつ大変と思ひますけども、その辺の意気込みをひとつ最後に聞かせていただいて、聞きたいと思ひますけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の御質問にお答えします。

新潟の事件を引き出されてのお話ですが、これ新潟に限らず全国どこでも起き得る話であろうかというふうに思ひます。米子のほうでは、下校時もボランティアの方々の人数が結構あって、つじつじに立っていらっしゃるといふような校区もございますが、登下校の距離、時間によってどの学校でもそれができるといふことではないなというのは先ほど申し上げたとおりでございます。これも井藤議員が御指摘のとおり、村にかかわるいろんな大人がボランティア団体ということではなくて、自分のこととして子供たちを見守っていくということが大切かなというふうに思ひてまして、先ほど申しましたように、まずはながら見守りという考え方について皆さんに情報提供をしたりお願ひをしたりということを進めていきたいなというふうに考えておるところで

ございます。重ねて同じことを言うようですけども、そういうことで進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。それでは、あとの2つ、村長のほうに答弁いただきました件についてお尋ねしたいと思います。

今回のこの推進要領につきましては、資料提供していただきまして、大変ありがとうございました。まず、お礼を申し上げたいと思います。あれを見ますと下口、日吉津の下口とそれと今吉、これが支援員の方が7名ということでございますし、それから上1と上2、海川、富吉が6名だったのでしょうか、それから樽屋が4名ということで、いずれにしても今までのボランティアの支援のときと違って、随分やはり自治会がやはり大切だなという、多分村長のその熱い思いがあって、こういう厚い体制に多分されたんだと思いますけど、そのあたりもう少し補足していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

16年からコミュニティを進めてきましたけども、当初は課長、課長補佐というようなところで3名体制ということで、なおかつ地元には行かないという流れできておりましたけども、なかなか出なくなったり自治会のほうに行かなくなったりしておりました。今回改めてコミュニティを強化していかないといけないということで、今回は職員全員、特に米子から通う職員もあります。職員の顔がわからない部分もありますので、全ての職員で各自治会を振り分けて、特に地元の職員も含めてそういうやり方でやったほうが職員も顔も覚えていただけるし、自分たちの業務がまた参考になることもありますし、そういうことを含めてそういう振り分けをさせていただいたということで、最初はこの7名とか6名、樽屋のほうは4名になりますけども、出かけさせていただいて、多分あとはその中でグループの中で二、三人ローテをしたりとか、いろいろなやり方でやっていきたいというぐあいに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 多分、ボランティアに対する、あるいは自治会に対するあれということも言えたんかもしれませんが、過去のいわゆるコミュニティの支援員の関係で、多分いろいろ課長会のほうで検討されたということですので、いろいろ検討された中にいろいろあろうかと思います。先ほど村長のほうからのメッセージはどうだったでしょうかとお聞きしたのは、それをちょっとお聞きしたかったです。やはり以前のコミュニティ支援とどこがどういうふうに

違うんか、だからこうしてくれと。要は、それを検証されてだからこういう点を改善したいんできっちり対応してくれという村長のメッセージがやはり必要だなというふうに感じましたから、そのように聞かせていただいたわけですけども。と申しますのは、ことしの春といいますか、行政懇とは、ですから、もう変わってきてますよね、その分については対応が確実に変わってきます。以前のもう過ぎたことですので、ちょっとお話しさせていただきますと、コミュニティ支援ということで、今のじゃないですよ、旧のボランティア支援というんかもしれませんが、そこの部分で出てきとられる方がいつとはなしにおられんようになったと、ここは中止するかどうかだということやじゃないけれど、知らぬ間に何かいつとはなしにおらんようになられた、来られんようになったというようなケースもあった。これは、確認はいたしておりますけれども、そういうようなことがやっぱりあったんだろうなということがございましたのでね、ちょっと聞かせていただいたんですけども。ですから、やはりどういうふうに体制的には、組織的にはですから、随分熱くやはり組織的なものにしていただいたいというふうに感じとるわけですけども、その後、運用の部分で非常に左右するところが多いからと思います。人数もふえましたので、俺がやらなくてもほかの誰かがやるわいというような、みんながそういうような感じになっていただいたら、数だけはおるけども前よりっていうやな、場合によってはいうおそれもあるもんですから、そのあたりをやはりしっかり村長は俺はこう思うからということで、あるいは今回改正したのは、見直しを行ったのは、こういうことでやとるんだからということ、しっかりやっぱり職員の方に徹底していただく必要があるんじゃないかと思っておりますけども、そのように思うんですけども、どうでしょうか、村長。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） まさしくそのとおりですので、機会あるごとにそのことを伝えていきたいというふうに思いますが、まあ早速は年末年始に職員にコミュニティの必要性、そして継続性を訴えていかなければならないというふうに思ってます。やっぱりこれは言い続けないと、やり続けないと、ごみの不法投棄も一緒なことだと思ってます。言い続けないとやっぱりどこかの時点で緩んでしまうということがあると思っておりますので、繰り返し繰り返し啓発をしていきたいというふうに思いますし、それがひいては職員の資質の向上につながると思っておりますし、人間関係の構築にも役立つということ、そして地域人として、一般人として、どう地域の中で立ち居振る舞いをするのかということも覚えることになりますので、とかく役場の職員は地域のことにもどうも参加が少ないということが言われておるようでありますので、そこら辺の解消も大きな役立つのではないかとこのように思ってますし、地域の中で今ぐっとクローズアップされてきたのは、や

っぱり高齢化が一段と進んで、制度だけではどうも支え切れんということがあって、厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域包括ケアという言い方が出てきましたので、やっぱりもっともかなというふうに納得をするところでもありますので、そのような意味がこのコミュニティ支援には含んでおりますので、改めてといいますか、その都度職員に発信をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。先ほど村長のほうから地域の1人としてと、地域のその自治会の1人としてということなんでしょうか。その住んでる者の1人として支援員は活動せいということで、さっき説明をいただいたわけですけども、やはり各自治会の住民から見ましたら、行政はやはり行政の専門家でございますので、全くのずぶの素人でない。一番自治会長らが困るのは、問題点を抱えて、ここ自治会の問題点を抱えて、ならこれをどうするんかという部分で、多分随分困っておられる自治会長さんもおられるんじゃないだろうかと、私、そういうふうに感じるのが間々ございます。ですから、そのあたりも、ただ1人の地域のそういう意味で村長おっしゃったわけではなくて、そこに溶け込めということをおっしゃっていただいとると思いますので、そのように私自身は理解はいたしておりますけども、やはり自分はやはりそこに必要とされとるんだと、その自治会に支援員の方は、そういうやはり気持ちでぐんぐん逆に言えば引っ張ってもら、鼓舞してもらうぐらいのほうがちょうどいいじゃないだろうかと、私は気がいたしております。ですから、その地域の一員としてというような、溶け込めと、溶け込んでいけということであれば、もう一歩やはり踏み込んだ形での対応をしていただいたほうが、より一層支援効果が出てくるんじゃないかと、私自身は思います。ですから、決してそういう姿勢を例えば自治会のそれぞれの人が見まして、何だ出過ぎだわなという、これは間違いだと私自身は思います。ですから、どんどん言うことは言っておいて、それからどんどん動いていただくということで多分、村長が描いておられるそのいわゆるコミュニティ支援ちゅうのは、うまくいくんじゃないかと思っておりますけども、どう思われますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） まさしく意図はそうであります。地域の中の1人の肩書を外したときには1人の住民であれということを書いてますけれども、コミュニティというかわりの中では、いかに地域の住民といえども、いわゆるその自治会の中で行政的にはスペシャリストでありますし、リーダーだと思っております。リーダーにならなければならないと思っておりますけれども、それはでも先頭を歩くリーダーではないと、地域の中でしっかりと支え切るリーダーでなければなら

ないというふうに考えますし、そのようなことをこれまでのコミュニティでもそういう取り組みをしてきたというふうに考えておりますので、そういうことで役割をしっかりと職員が果たしてくれればいいかなというふうに思っています。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長の力強い答弁いただきましたので、ぜひとも自治会のほうに御協力いただきますようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。自治会のほうも精いっぱい、それこそその支援を受けていくということでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で一つだけ気になることがちょっとございまして、コミュニティ支援についての御提案ということで、今、文書、最初に自治連合会のほうに出されましたんでしょうか。それからその後、各自治会宛てに、自治会長さん宛てに出しとられますけども、その中でいわゆるこのコミュニティ、新しいコミュニティの見直しの考え方というのが括弧書きであるんですけども、えっとどこだったかな。失礼しました。今、ちょっと文書のほうはよう探しませんけども、内容的には表現がこのようになっておりました。いわゆる自治連合会、あるいは自治会長さんへの説明文書の中で、それぞれの役割と責任のもと、対等の立場で連携協力することが大切と書いておられました。このあたりは、私はちょっと内容的には腑に落ちない部分があります。

行政の方と地域のいわゆる任意団体の自治会のほうとのあれが、対等ということなんだろうか、どうだろうかという感じを受けましたけども、そのあたり多分あるいは自治連合会の中でそういう点について質問など出なかったんだろうか、どうだろうかという気持ちもあります。あるいは出とらんかもしれないけど、そのところを一つ御説明いただけたらと思います。これ口ではいろいろ見直しを行うと言ってあるんですけども、これはどういう、何か尻が引けとらへんのだろうかという、逆に言えば、そういう心配もございまして、その点もし、真意はこうなんだということを御説明いただければと思いますがどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 各自治会への提案文書を見ると、対等という言葉はちょっと今、見当たらないんで、また違う文書だったのかもしれないんですけども、対等という意味は、職員が逆に率先してといいますか、上になってやるんじゃないかって、自治会のコミュニティはまずそこにおられる方がしっかり中心になってやらないといけないと、その中で職員がどういうサポートができるかという立場にいるんだよという意味合いで多分対等って書いたんじゃないかなというぐあいに思っていますので、要は一緒になってやると、どっちが上、下ということではなくて、一緒

に職員も住民と一緒にコミュニティを進めていくんだという思いでありますので、ちょっと誤解があったんならおわびをさせていただきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 真意よくわかりました。要は積極的に中に入っていけということに理解いたしました。そういうことですので、済みません。よくわかりました。

それでは、3つ目の環境保全対策の見直しの必要性についての部分で聞かせていただきたいと思います。先ほど村長のほうから現状やら、それからなかなか決め手がないので繰り返し繰り返しやはりその部分については、やっていく必要があるんだろうということを、いわゆるボランティアも含めながら、村民全体でということありましたけども、この中で前回ポイ捨て条例ができた、平成25年でしたけど、ところで一番問題になったのは、これの対象というのが全然変わってきましたよね。海岸沿い、それから日野川河川沿い、線上にあるところ、あの道路上が要はポイ捨て行為に対して刑事罰則があるというあれでしたと思います。それがポイ捨て条例になって、村の中全体がその対象になるということですし、それから大まかに言えば県の条例は刑事の罰則があるけども、今度は行政罰までしかないということで、当時私も非常に不安がありましたので、正直なところがいろいろありました。議会のほうもあれが平成25年でしたので、25年の3月議会で、要は附則に1年後に見直しをするということをつけていただいて5対4で議決して、要はなったんですけど、その6カ月後の9月に逆に4対5で逆になってその附則が取り外されたという経緯があります。ですから、両方ともせっぱ詰まっとったような状況だったように私は理解しております。ですから、余計かもしれませんが、本当に刑事罰がないというのは本当は要はおっしゃるように、村全体の中でやはり、あるいは外部の組織も参集しながら、やはり問題解決を図っていこうというときには、非常に弱い法体系になっておると、私はいまだにそのように思います。ですから、ポイ捨て条例については、見直しが必要じゃないでしょうかということをお話しさせていただいたような状況であります。ですから、いや、よくなるとよということであれば、いいんですけども、私も時折海へ出ますけど、やっぱりあります。やはり多くのボランティアの人が参加されてそれでもって拾ってごされ、議員の人もおられます。私というんじゃないですよ、ほかの議員の方も毎朝みたいに出て拾っておってごされる人があるわけですけども、法体系的には非常に弱くなっておるっっちゃうことがありますので、そのあたりできれば可能であれば、もう5年もたちます、5年たっても変わらん、あるいは逆にまた復活しとると、そのごみの散乱が復活しよるという状況がございますので、そのあたりをやはり考えて再度見直しをあれさせていただいたらいいじゃないだろうか。と申しますのは、どちらにしろ3月のときも、6月のと

きも、附則などつける必要はないという意見がある一方で、当然必要があれば村長が見直しするわいというあれがありましたので、ですから、村長にしっかり今お願いしたいなということで頼んどります。その後の状況、県内のポイ捨て条例の状況は把握しとられますでしょうか。現在どこが、何市ぐらいが、市じゃなくて何市町村ぐらいが日吉津村のポイ捨て条例制定後にやはり県の条例から離脱して、村条例なり、町条例なり、市条例で一本でやっとなるところはふえとりますでしょうか、どうでしょうか、そのあたり把握しておられますか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

今、説明を受けて私のほうも勉強不足でした。申しわけありません。先ほど言われましたように、ポイ捨て条例のその後ということですが、あいにく他市町の様子というのを把握しておりませんでした。申しわけありません。以上です。

○議長（山路 有君） どうですか。後日、資料は。いいですか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 井藤です。多分ね、多分ふえてないと思います。ですから、やはり日吉津村の場合で言えばその選適に刑事罰が適用になる部分は、選適なもんだけしかなかったわけですけど、それにしても多分同じような状況だと思います、どこも。ですから、そういうような状況にありながら、その市町村独自のポイ捨て条例にそれ以降多分ほとんど変わってないと思います。のは何でだろうかって、私自身の考えですけども、やはり法的に弱くなるということが私はあるんじゃないかなと。あとは行政のほうで、しっかりそのあたり検討していただいて、もしそれがいいと判断されるようであれば、私はそのほうがいいと思います。判断されるようであればぜひ改正をしていただきたい、検討して改正をしていただきたいと、このように思います。その点どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ありがとうございます。柔軟な御質問をいただいておりますが、その点では現状の状況もしっかり把握しながら、県の美化条例で日野川や海岸線が規制がかかっておったところでもありますので、これと抱き合わせのことも検討に入れながら、どんな対策が打てるのかと、条例でいくのかということでもありますので、そこら辺は検討してみたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、風水害のいわゆる漂着ごみの関係、先ほども申しまし

たけども、補正予算で対応していただくということでございます。非常にいいなと思っております。それから、いわゆる予備費で、日野川の河川敷のいわゆる災害の部分については、対応していただいたということで、随分私も気になってまして、500万の100万が500万に予備費が増額になったけど、本当に単年度だけ、たしか40万の執行しかないということで、今回は30数万使っていただいています。これは決して無駄遣いするわけじゃありませんですけども、本当迅速な対応ということを考えれば、やはり村長も思い切っていただいたなというふうに私自身は考えております。

それでもう一つなんですけども、例えば本当に効果的ですので、例えば今の海岸の漂着ごみですけども、先ほど村長から答弁いただいて、県のほうが主体になってということで、村のほうでは大まかな推定見積もりっていいですかね、そこまではしていただいとるように資料をいただいております。ぜひこれ早急にしていただきたいと思います。と申しますのは、ごみが漂着ごみ、皆さん気づいておられると思いますけども、漂着ごみが砂に埋まりよりも、今、何カ月もなるもんですから、7月だったでしょうか、台風24号、最初のごみが、多分7月だったと思います。8、9、10、11、12、もう5カ月近くなるんでしょうか。4カ月ですか。なりますんでね。ですから、このあたりは、ぜひさらに可能であれば一步踏み込んでひとつお願いしたいと思うわけですけども。といいますのは、あそこ海岸の漂着ごみですけども、上流からの木なんかもありますよね、そういうものもあります。一時、僕も耳に入ったんですけど、あんなにマムシおるっちゃうやな話までありまして。というのは私も海岸のほうに住んでるもんですから、実際にマムシがおります。あの荒地なんかのところにもマムシがおって、自分のうちの犬が2回ほどマムシにかまれて、治療を急遽獣医に連れて行って、血清打ってもらうというやなこと治療したことがありますですけど、うわさだけじゃなくてやっぱりそういうこともあるのかな。決しておどかさわけではないです。そういうこともありますし、それから実際にもうそういう何カ月もたっているから、砂で埋まってきてます。これまた、回収して出されるっちゃうのは、またこれ余計に見積もりの段階で高にらせんだろうかっていうそんな心配は要らんかもしれないけども、思うわけですがね。それで例えば河川敷のごみが本当に非常にあっちゃう間に、清掃作業が入ってきてきれいになりました。多分あれは国交省だと思いますよね。村単独の経費でやっていただいたから早かったということになるですかね。そうですね、管理、ようは国のほうから占用許可を得て借り取るから河川敷だからその部分については、村の単件でということの解釈なんですか。といいますのは、予備費ね、こうして使っていただけて、要は300何万使ってもらって早急に対応していただけるという状況が出てきましたので、なおかつ予備費は追加が可能だ、必要があ

れば予備費の請求も可能だという、いつだか総務課長のほうにお聞きしたらそういうことも検討してみる必要があるということをお聞きしたやに記憶しておりますので、そのあたりが、要は、県のほうが間に合わなかったら県のほうのいわゆる予算が前提だないといけんということもあるかもしれませんが、その部分でいわゆる村のほうで先行執行ちゅうやなのは可能なんだろうか、どうだろうかと思えますけど、その点、どのように思われますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 御質問のとおりでございます。日野川の河川敷は国土交通省から占用を受けて借りてますので、管理するべき責任は我がほうにあるということで、早急に手が打てたということでもありますけども、海岸線は県の管理区間ですので、早くに手が打てなかったということですので、これを早くしようということになると、県と村との委託契約で村が先に手がけるという方法が考えられるかもしれませんが、それを検討をしてみる必要はある、御質問を受けて、それは県と1回議論してみる必要があるな。そうすれば県のほうは、どちらかといえば今、特に道路、河川は市町村に移管をしたがってますので、例えばこの県道日吉津伯耆大山停車場線、これらも今、上口1区のほうでは歩道を整備してますけども、整備が終わったら村のほうに移管したいという意向があります。それは、移管というのは、これから維持も村のほうで引き取れと、除雪も村でやれということになりますので、一つ抵抗もしなければならぬと思ってますけども、そういうことではなしに、県管理のままで県の経費の中で我が村が先にやらせていただくということの合意がとれれば、早くできるというふうに思います、そのほうが県も作業が楽であろうというふうに考えますので、それは一度県と議論をしてみる必要があるというふうに思ってます。それから井藤議員が予備費の執行をということ saying いただいて、これまで予備費を使ってやろうという発想はありませんでした。基本的には補正だと、補正か専決ということでこれまで事務処理をしてきましたので、専決で予算を執行するところの活路が見出して、適切な早急な予算執行ができると、課題に対応ができるということの処理の仕方が身につけてきましたので、その点についてはお礼を申し上げさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。非常に前向きな答弁いただきました。お礼を申し上げたいと思えます。

ぜひよろしくお願ひします。村長おっしゃいましたけど、本当に今、地方創生で大変な時期だと思います。先般見ておりましたら、やはり苦しいときは上り坂、やはり楽しいときは下り坂という考え方があるようでございまして、本当に今、努力が議会も、行政も必要な時期じゃないか

と思います。そういう意味では本当に苦しいときは余計に、今上り坂なんだという気持ちで、1つ議会のほうも対応していきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次会の本会議は、明日12月5日午前9時から一般質問を行います。本議場にお集まりください。御苦労さまでした。

午後3時15分散会
